

情報センサー

Vol. 175 April 2022

【会計情報レポート】
2022年3月期
決算上の留意事項

【企業会計ナビダイジェスト】
減損会計（減損の兆候）と
税効果会計（企業分類）

【JBS】
中国における
カーボンニュートラルの動向

The EY logo consists of the letters 'EY' in a bold, white, sans-serif font. The 'E' and 'Y' are connected at the top. A yellow triangle is positioned above the 'Y'.

Building a better
working world



EY Consulting

今日に至るまで、日本企業ではさまざまな変革プロジェクトが実施され、CFOの役割やケイパビリティも本来の機能に近づいてきていると考えます。一方で、グローバル先進企業のCFOの役割は、ここ20年間不変だったわけではありません。特に今後5～10年の間に、CFOの役割は次のステージに移る潮流にあると考えています。CFOは今後、企業の長期的価値を創出する原動力としてのCVO：Chief Value Officerに進化する必要があり、本稿ではCVOのコンセプトを分かりやすく解説しています。

会計情報レポート

02

2022年3月期 決算上の留意事項

品質管理本部 会計監理部 公認会計士 宮崎 徹
公認会計士 平川浩光
公認会計士 大竹勇輝
公認会計士 廣瀬由美子
公認会計士 松川由紀子
公認会計士 石川 仁

デジタル&イノベーション

10

Digital技術を活用したFinanceプロセスの変革

EYストラテジー・アンド・コンサルティング(株) BC-Finance
三宅明央 濱本佳政

特別寄稿

14

コーポレートガバナンス・コードと監査役 後編

獨協大学 法学部教授 高橋 均

企業会計ナビ ダイジェスト

20

減損会計(減損の兆候)と税効果会計(企業分類)

企業会計ナビチーム 公認会計士 中村 崇

IFRS実務講座

22

『国際会計の実務 International GAAP 2022』刊行記念 IAS第7号「キャッシュ・フロー計算書」に 関する主なアップデート

IFRSデスク 公認会計士 上浦宏喜

Contents

情報センサー Vol. 175 April 2022

業種別シリーズ 24

製薬業におけるTCFD対応と サステナビリティに関する視点

ライフサイエンスセクター 公認会計士 鶴田雄介

JBS 26

中国におけるカーボンニュートラルの動向

上海駐在員 公認会計士 佐藤勝俊

EY Consulting 30

CVO : Chief Value Officer - CFOの次のステージ

EYストラテジー・アンド・コンサルティング(株)
Business Consulting ・Finance 山岡正房

Trend watcher 34

プロフェッショナル・モデリングの世界

EYストラテジー・アンド・コンサルティング(株)
ストラテジー・アンド・トランザクション (Sat)
バリュエーション、モデリング&エコノミクス (VME)
藤原 傑 何 敏 奥山浩平 三井淳史

Tax update 36

グループ通算制度における投資簿価修正の見直し

EY税理士法人 發知謙次

出版物のご案内	19・29
法人概要	38
海外拠点情報	39
編集後記	40



会計・監査情報アプリ (無料)
「EYナレッジナビゲーター」

会計・税務・監査・経済に関する最新情報をお届けします。

【アプリのダウンロード方法】
iPhone版はApp Store、Android版はGoogle playでダウンロードができます。



2022年3月期 決算上の留意事項

品質管理本部 会計監理部

公認会計士 宮崎 徹



▶ Toru Miyazaki

公認会計士 廣瀬由美子



▶ Yumiko Hirose

公認会計士 平川浩光



▶ Hiromitsu Hirakawa

公認会計士 松川由紀子



▶ Yukiko Matsukawa

公認会計士 大竹勇輝



▶ Yuki Otake

公認会計士 石川 仁



▶ Jin Ishikawa

品質管理本部 会計監理部において、会計処理及び開示に関して相談を受ける業務、並びに研修・セミナー講師を含む会計に関する当法人内外への情報提供等の業務に従事している。

I はじめに

2022年3月期より、原則適用となる会計基準及び早期適用可能となる会計基準（執筆時点で公開草案であるものを含む）は<表1>のとおりです。

本稿ではこれらを中心に22年3月期決算にあたっての留意事項を解説します。また、本文中で使用する会計基準の略称及び適用開始時期は<表1>のとおりです。

なお、文中の意見にわたる部分は筆者らの私見であることをあらかじめお断りします。

益の分解情報といった一部の注記が行われていますが、22年3月期の年度決算においては、収益認識会計基準に基づく全ての開示が行われることとなります。ここでは注記事項について簡単に再確認します。

収益認識会計基準で定められている注記事項をまとめると<表2>のとおりです。

なお、収益認識会計基準の表示・開示に関して、会計基準の定めについては本誌20年7月号、実務上の論点については20年8月・9月合併号及び22年2月号で解説していますので、併せてご参照ください。

II 収益認識に関する開示

収益認識会計基準等が、21年4月1日以後開始年度から原則適用となりました。四半期決算においては収

III 時価算定会計基準のポイント

時価算定会計基準が、21年4月1日以後開始年度から原則適用となり、22年3月期の年度決算では、金融

▶表1 会計基準略称及び適用時期の一覧

適用開始時期	会計基準の名称	略称
22年3月期から原則適用	企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」	収益認識会計基準
	企業会計基準適用指針第30号「収益認識に関する会計基準の適用指針」	収益認識適用指針 収益認識会計基準と合わせて 収益認識会計基準等
	企業会計基準第30号「時価の算定に関する会計基準」	時価算定会計基準 ^{※1}
	企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」	時価算定適用指針
22年3月期の期首から早期適用可能 (23年3月期から原則適用)	21年6月17日改正の企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」	改正時価算定適用指針
22年3月期の期末から早期適用可能 (23年3月期から原則適用)	実務対応報告第42号「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」	実務対応報告42号
公表日以降適用予定	実務対応報告公開草案第62号(実務対応報告第40号の改正案)「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い(案)」	改正実務対応報告40号(案) ^{※2}

※1 時価算定会計基準の公表と併せて以下の会計基準等が改正されている。
 企業会計基準第9号「棚卸資産の評価に関する会計基準」
 企業会計基準適用指針第14号「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」
 会計制度委員会報告第4号「外貨建取引等の会計処理に関する実務指針」
 会計制度委員会「金融商品会計に関するQ&A」

※2 本稿は22年2月17日の脱稿時点の情報に基づくものである。

企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」
 企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」
 会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」

▶表2 注記事項

重要な会計方針の注記(収益認識会計基準80-2項、80-3項)	
(1)	企業の主要な事業における主な履行義務の内容
(2)	企業が当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)
(3)	(1)(2)以外に重要な会計方針に含まれると判断した内容
収益認識に関する注記(収益認識会計基準80-4項~80-24項)	
(1)	収益の分解情報
(2)	収益を理解するための基礎となる情報
	① 契約及び履行義務に関する情報(ステップ1及びステップ2)
	② 取引価格の算定に関する情報(ステップ3)
	③ 履行義務への配分額の算定に関する情報(ステップ4)
	④ 履行義務の充足時点に関する情報(ステップ5)
	⑤ 本会計基準の適用における重要な判断
(3)	当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報
	① 契約資産及び契約負債の残高等
	② 残存履行義務に配分した取引価格

商品に関する新たな注記事項の開示が行われます。ここでは時価算定会計基準の概要を簡単に再確認します。

1. 時価の定義

「時価」とは、算定日において市場参加者間で秩序ある取引が行われると想定した場合の、当該取引における資産の売却によって受け取る価格又は負債の移転のために支払う価格とされています。

2. 時価の算定方法・レベル

時価の算定にあたっては、状況に応じて、十分なデータが利用できる評価技法(例えば、マーケット・アプローチやインカム・アプローチ等)を用いることとされ、評価技法を用いるにあたっては、関連性のある観察可能なインプットを最大限利用し、観察できないインプットの利用を最小限にすることが求められます。算定した時価は、その算定において重要な影響を与えるインプットが属するレベルに応じて、レベル1の時価、レベル2の時価、レベル3の時価に分類します(表3)

参照)。時価の算定に重要な影響を与えるインプットが複数含まれる場合は、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに分類することとなります。

▶表3 レベル別の内容

インプットのレベル	内容
レベル1	時価の算定日において、企業が入手できる活発な市場における同一の資産又は負債に関する相場価格であり、調整されていないもの
レベル2	資産又は負債について、直接又は間接的に観察可能なインプットのうち、レベル1のインプット以外のインプット
レベル3	資産又は負債について観察できないインプット

3. 市場価格のない株式等の取扱い

時価のレベルに関する概念が取り入れられたことにより、「時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券」は想定されなくなったことから、この定めが削除されました。ただし、「市場価格のない株式等」に関しては、従来の考え方を踏襲し、取得原価をもって貸借対照表価額とする取扱いとされています。一方で、従来「時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券」に該当していた社債その他の債券等については、時価をもって貸借対照表価額となり、従前と異なる取扱いになっている点には留意が必要です。

4. 開示

金融商品に関する注記事項として、これまで求められていた事項に追加して、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項の注記が求められます。金融商品のレベルごと、また、時価をもって貸借対照表価額とするか否かによって求められる開示項目が異なっており、次ページ<表4>の項目の注記がそれぞれ求められています。

▶表4 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項の開示項目

開示項目（頭の数字は企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」5-2項に対応）	時価をB/S価額とするもの			時価を注記するもの		
	レベル1	レベル2	レベル3	レベル1	レベル2	レベル3
(1)(2) 時価のレベルごとの合計額	○	○	○	○	○	○
(3)① 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明		○	○		○	○
(3)② 時価の算定に用いる評価技法又はその適用を変更した場合、その旨及び変更の理由		○	○		○	○
(4)① 時価の算定に用いた重要な観察できないインプットに関する定量的情報※1			○			
(4)② 期首残高から期末残高への調整表			○			
(4)③ 企業の評価プロセスの説明			○			
(4)④ 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明※2			○			

※1 企業自身が観察できないインプットを推計していない場合を除く。

※2 インプットを変化させることで著しく時価が変動する場合

5. 改正時価算定適用指針

改正時価算定適用指針の原則適用は22年4月1日以後開始する事業年度からですが、21年4月1日以後開始する事業年度の期首から、又は22年3月31日以後終了する事業年度の年度末から適用することができます。

改正時価算定適用指針では、投資信託について、その投資信託財産が金融商品である投資信託と不動産である投資信託の二つに区分した上で、時価の算定に関する取扱いを定めています。また、組合等への出資の会計処理について今後の検討課題であることを認識した上で、貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資については、時価の注記を要しないこととされています。

なお、時価算定会計基準等については、以下に詳細な解説がありますので、ご参照ください。

- ▶ 本誌19年10月号「時価の算定に関する会計基準等の概要」
- ▶ 本誌22年3月号「時価算定会計基準等の適用による開示上の改正点」
- ▶ 本誌21年10月号「改正「時価の算定に関する会計基準の適用指針（投資信託等に関する取扱い）」の解説」

IV 会計上の見積りのポイント

1. 新型コロナウイルス感染症の影響

会計上の見積りは、「資産及び負債や収益及び費用等の額に不確実性がある場合において、財務諸表作成時に入手可能な情報に基づいて、その合理的な金額を算出すること」とされていますが、新型コロナウイルス感染症（以下、本感染症）は、さまざまな会計上の見積りに影響を及ぼすと考えられます。

わが国では、一時は感染者数の急速な減少により収束に向けた期待感も出てきていたと考えられる一方で、新たな変異株による22年1月以降の感染再拡大の状況

を鑑みると、依然として、本感染症の収束時期を正確に見通すことが難しい状況と考えられます。このため、22年3月期決算においても、本感染症が会計上の見積りに及ぼす影響について、慎重に検討する必要があると考えられます。

20年4月9日にASBJから公表された第429回企業会計基準委員会議事概要「会計上の見積りを行う上での新型コロナウイルス感染症の影響の考え方」（以下、第429回ASBJ議事概要）では、＜表5＞の考え方が示されていました。その後、21年2月10日に公表された第451回企業会計基準委員会議事概要「会計上の見積りを行う上での新型コロナウイルス感染症の影響の考え方（21年2月10日更新）」（以下、第451回ASBJ議事概要）では、本感染症の今後の広がり方や収束時期等を予測することが困難な状況に変化はなく、会計上の見積りを行う上で、特にキャッシュ・フローの予測を行うことが極めて困難な状況に変わりはないとして、第429回ASBJ議事概要の考え方が改めて周知されました。

▶表5 第429回ASBJ議事概要抜粋

- ▶ 「財務諸表作成時に入手可能な情報に基づいて、その合理的な金額を算出する」上では、新型コロナウイルス感染症の影響のように不確実性が高い事象についても、一定の仮定を置き最善の見積りを行う必要があるものと考えられる。
- ▶ 一定の仮定を置くにあたっては、外部の情報源に基づく客観性のある情報を用いることができる場合には、これを可能な限り用いることが望ましい。ただし、新型コロナウイルス感染症の影響については、会計上の見積りの参考となる事例がなく、今後の広がり方や収束時期等について統一的な見解がないため、外部の情報源に基づく客観性のある情報が入手できないことが多いと考えられる。この場合、新型コロナウイルス感染症の影響については、今後の広がり方や収束時期等も含め、企業自ら一定の仮定を置くことになる。

21年3月期決算においては、＜表5＞の考え方を踏



まえて会計上の見積りが行われていたものと考えられますが、22年3月期決算においても、上記のとおり、本感染症の広がり方や収束時期等を正確に見通すことは引き続き困難であると考えられるため、本感染症に関連する事象について会計上の見積りを行うにあたっては、〈表5〉の考え方を踏まえて検討を行う必要があります。例えば、次のような項目は、その影響を大きく受ける可能性があるため、慎重に検討する必要があると考えられます。

① 固定資産減損会計

減損の兆候の判定においては、例えば、前期末時点では減損の兆候がないと判断していた場合でも、本感染症が当初想定よりも長期化したことや、本感染症による消費者の趣向の変化及び事業環境の変化等により、将来の売上高の著しい減少が続くことが見込まれる場合には、減損の兆候に該当する可能性があり、慎重に検討する必要があります。

また、将来キャッシュ・フローの見積りにおいては、本感染症に関連して生じている企業の経営環境の変化により将来の業績にどのような影響が生じるか等、本感染症の収束時期等を正確に予測することは依然として困難であるものの、企業自らが合理的で説明可能な仮定を置いて見積もることが必要となります。

② 繰延税金資産の回収可能性

本感染症の影響により、企業の分類の見直しの要否や、翌期以降の事業計画等に基づく一時差異等加減算前課税所得の見直しの要否を検討する必要があります。一時差異等加減算前課税所得の見積りにあっても、正確な収束時期等の予測に不確実性がある中、企業自らが合理的で説明可能な仮定を置いて見積もる必要があります。

また、回収可能性適用指針28項及び29項の定め（いわゆる「反証規定」）の適用については、慎重な判断が求められます。反証規定を適用する場合、将来のいずれの期においても一時差異等加減算前課税所得が生じることを合理的な根拠をもって説明することが求められているものと考えられます。この点、例えば、前期末においては、当期を含む将来3年間について一時差異等加減算前課税所得が生じるとして、回収可能性適用指針29項に従い（分類4）から（分類3）としていたところ、当期の実績では一時差異等加減算前課税所得がマイナスとなった場合には、一時差異等加減算前課税所得が生じることを合理的な根拠をもって説明することが困難な状況であると推察されます。したがって、このような状況で、当期に改めて翌期以降3

年間について一時差異等加減算前課税所得が生じるものとして回収可能性適用指針29項の反証規定が認められるか否かについては、より慎重な検討が求められると考えられますので、留意が必要です。

2. 本感染症に関連する会計上の見積りの開示

第451回ASBJ議事概要においては、本感染症の今後の広がり方や収束時期等の一定の仮定については、見積開示会計基準における開示に含まれることが多いと想定され、そのような場合は、改めて追加情報として開示する必要はないと考えられるとされています。また、本感染症の影響に重要性がないと判断される場合であっても、当該判断を開示することの有用性から追加情報として開示していたケースについて、そのような開示は見積開示会計基準で求められる開示には含まれないが、引き続き、追加情報を開示する趣旨に沿ったものになるとの考え方が示されています。

21年3月期においては、第451回ASBJ議事概要の考え方を踏まえて開示が検討されていたものと考えられますが、22年3月期決算における開示を検討する上でも、上記の考え方が引き続き参考になると考えられます。例えば、前期において見積開示会計基準に基づく開示の中で本感染症の収束時期等の仮定を開示しており、当期において収束時期等の仮定を変更した場合には、会計上の見積りについて財務諸表利用者の理解に資する情報を開示するという見積開示会計基準の開示目的に照らして、当期の見積開示会計基準に基づく開示において当該変更の内容も含めて記載することが考えられます。また、前期において本感染症の影響に重要性がないとの判断を追加情報として開示していたところ、当期においても重要な影響がないと判断される場合には、引き続き、当該判断について追加情報として開示することが考えられます。

V 取締役の報酬等として株式を無償交付する取引に関する取扱い

1. 目的

19年12月に成立した「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号。以下、改正法）により、会社法202条の2において、金融商品取引法2条16項に規定する金融商品取引所に上場されている株式を発行している株式会社が、取締役等の報酬等として株式の発行等をする場合には、金銭の払込み等を要しないことが新たに定められました。本実務対応報告等は、これを受けて、取締役等の報酬等として金銭の払込み

会計情報レポート

等を要しないで株式の発行等をする場合における会計処理及び開示を明らかにすることを目的として公表されました。

2. 適用範囲

会社法202条の2に基づいて、取締役の報酬等として株式を無償交付する取引が対象とされています。対象となる取引については、ASBJから21年1月28日に公表された実務対応報告第41号「取締役の報酬等として株式を無償交付する取引に関する取扱い」（以下、実務対応報告）を参照し会計処理することとなります。この点、実務対応報告は適用範囲が限定的であり、この点を誤らないようにすることが重要です。

また、現行実務において行われているいわゆる現物出資構成により、金銭を取締役等の報酬等とした上で、取締役等に株式会社に対する報酬支払請求権を現物出資財産として給付させることによって株式を交付する取引には適用されないとされています。

なお、実務対応報告が対象とする取引は、会社法上、株式の無償発行であるのに対して、いわゆる現物出資構成による取引は株式の有償発行である等、法的な性質が異なる点があり、したがって、いわゆる現物出資構成による取引の会計処理のうち払込資本の認識時点等、法的な性質に起因する会計処理については異なる会計処理になるものと考えられるとされています。

3. 適用時期等

改正会社法の施行日である21年3月1日以後に生じた取引から適用することとし、その適用については、会計方針の変更には該当しないとされています。

改正会社法は昨年度に施行されたものでありますが、この制度の実施には株主総会の決議が必要となるため、当期から影響すると考えられます。

VI グループ通算制度税効果

令和2年度税制改正において、従来の連結納税制度が見直され、グループ通算制度に移行する令和2年法律第8号「所得税法等の一部を改正する法律」（以下、令和2年度改正法人税法）が20年3月27日に成立しています。グループ通算制度の適用対象となる企業については、22年4月1日以後に開始する事業年度からグループ通算制度が適用されることとなります。

1. グループ通算制度の概要

連結納税制度では、連結納税の範囲に含まれる連結

会社群を、法人税法上の一つの納税主体として、法人税の申告納税を行うこととされています。

一方、グループ通算制度では、企業グループ内の適用対象の各法人を納税主体として、各法人が個別に法人税額の計算及び申告を行い、損益通算等の調整を行う制度とされています。

2. 実務対応報告39号の取扱い

実務対応報告第39号「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（以下、実務対応報告39号）では、令和2年度改正法人税法の成立日以後に終了する事業年度の決算（四半期決算を含む。）において、グループ通算制度の適用を前提とした税効果会計における繰延税金資産及び繰延税金負債の額については、連結納税制度を適用する場合の税効果会計の取扱いに関する必要な改廃をASBJが行うまでの間は、グループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行に合わせて単体納税制度の見直しが行われた項目について、企業会計基準適用指針第28号「税効果会計に係る会計基準の適用指針」44項の定めを適用せず、改正前の税法の規定に基づくことができるとされています。

また、実務対応報告42号について、早期適用しない場合には、22年3月期においても実務対応報告39号を適用することができます。

3. 実務対応報告42号の取扱い

(1) 適用時期

原則適用及び早期適用の時期については、<図1>のとおりであり、22年3月期の期末から早期適用することが可能です。

▶ 図1 適用時期



(2) 会計処理

連結納税制度とグループ通算制度では、全体を合算した所得を基に納税申告を親法人が行うか、各法人の所得を基にそれらを通算した上で納税申告を各法人が行うか等の申告手続は異なりますが、企業グループの一体性に着目し、完全支配関係にある企業グループ内における損益通算を可能とする基本的な枠組みは同じ



であるとされています。このため、実務対応報告42号は、連結納税制度とグループ通算制度の相違点に起因する会計処理及び開示を除き、連結納税制度における実務対応報告第5号「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い（その1）」及び実務対応報告第7号「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い（その2）」の会計処理及び開示に関する取扱いを踏襲するとされています。すなわち、基本的に会計処理及び開示に影響するのは、税務上の連結納税制度からグループ通算制度に変更されたことによる影響であると考えられます。

なお、具体的な会計処理及びグループ通算制度への移行時における税効果会計への影響は、本誌21年12月号「グループ通算制度に関する会計・税務」をご参照ください。

VII 令和4年度税制改正

令和4年度の税制改正の大綱が21年12月24日に閣議決定されています。この税制改正の大綱では、積極的な賃上げを促すための措置やオープンイノベーション促進税制の拡充等が織り込まれています。また、グループ通算制度における投資簿価修正についても見直しが行われており、その内容について次に説明します。

1. グループ通算制度における投資簿価修正の見直し

グループ通算制度における投資簿価修正について、一部の取引に関しては売却した際に多額の課税がなされると指摘されていた制度の改善が図られています。

(1) 見直し前の制度における指摘

連結納税制度では、連結子法人株式について譲渡を行う等の事由が生ずることとなった場合において、その連結子法人の株式につきその連結子法人の連結納税適用期間中の連結個別利益積立金額又は利益積立金額

の増加額又は減少額に相当する一定の金額の帳簿価額の修正を行うとされていました。

一方、グループ通算制度における投資簿価修正は、税務上の簿価純資産額過不足額を加算又は減算することとされており、離脱時の株式の帳簿価額は投資簿価修正により税務上の簿価純資産額となります。

ここで、従来の連結納税制度では、買収プレミアム込みで株式を取得している場合には、当該買収プレミアム相当も含めて投資簿価修正後の税務上の簿価が算定されていたのに対し、グループ通算制度において投資簿価修正が算定される税務上の簿価純資産額には、買収プレミアムは含まれないこととなります。このため、このような取引については、譲渡した際に多額の課税がなされる可能性があり、この点が制度上の課題として指摘されていました。

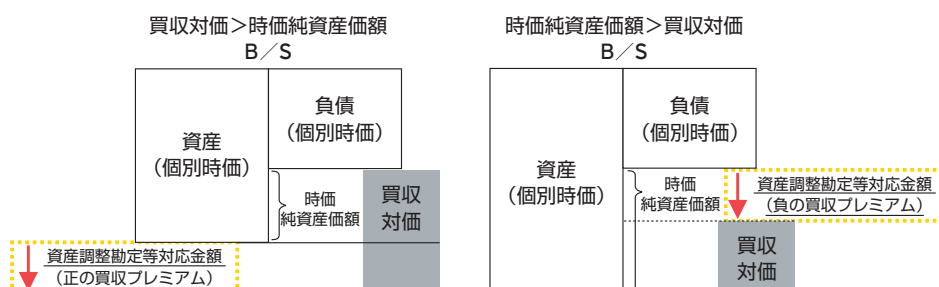
(2) 見直しの内容

上記のような多額の課税が生じるようなケースに対応するために、令和4年度税制改正の大綱において、次のような見直しが図られています。

通算子法人の離脱時にその通算子法人の株式を有する各通算法人が、離脱時の子法人株式の帳簿価額とされる通算子法人の簿価純資産額に「資産調整勘定等対応金額（非適格合併における資産調整勘定に類似するもの）」を加算できるとする措置が講じられています。なお、「資産調整勘定等対応金額」とは、その通算子法人株式の通算開始・加入前取得価額（買収対価）を合併対価としてその取得時にその通算子法人を被合併法人とする非適格合併を行うものとした場合に、資産調整勘定又は負債調整勘定として計算される金額に対応する金額とされています。イメージは<図2>をご参照ください。

また、当該措置を適用するための要件や対象法人は次ページ<表6>のとおりです。

▶ 図2 資産調整勘定等対応金額のイメージ



出典：EY税理士法人 JAPAN tax newsletter 2021年12月27日

▶表6 適用のための要件及び対象法人

要件	資産調整勘定等対応金額の計算に関する明細書を確定申告書等に添付し、かつ、その計算の基礎となる事項を記載した書類を保存
対象法人	▶ 連結納税制度からグループ通算制度に移行したグループの連結開始・加入子法人についても対象 ▶ 主要な事業の継続が見込まれないことにより離脱時価評価の適用を受ける法人を除く

(3) 税効果会計への影響

当該見直しが22年4月1日から適用される場合には、グループ通算制度の適用開始時期と同時であるため、見直し前の制度は実質的に適用されなかったことになり、連結納税制度からグループ通算制度へ移行する場合で、かつ、当該措置の適用対象となる場合には、基本的に連結納税制度との相違はなくなると考えられるため、移行による税効果会計への影響はないものと考えられます。ただし、買収時期が古い場合や段階取得した場合等、資産調整勘定等対応金額の算定が困難な状況も考えられるため、適用要件を満たすかどうかは予め検討しておく必要があると考えられます。

なお、当該見直しに係る税法改正が期末日までに国会で成立しない場合で、実務対応報告第39号「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」を適用していない場合には、見直し前の制度に基づくことになり、「資産調整勘定等対応金額」だけ、一時差異が増減することになるため、通算子法人株式の売却等の意思決定を行った場合等には、税効果へ影響が生じることが考えられます。

Ⅷ 非財務情報開示の動向

記述情報を中心とした非財務情報の開示に関連し、19年1月31日に企業内容等の開示に関する内閣府令の改正が公布・施行され、有価証券報告書等の記載内容の見直しが、20年3月期の有価証券報告書までに原則適用されています。

記述情報の開示充実に向けた取組みは継続しており、有価証券報告書では記述情報の開示の原則に基づき、「経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」や「事業等のリスク」等においてサステナビリティ情報に関する開示も増加しています。東京証券取引所のコーポレートガバナンス・コードの改訂等も背景として「サステナビリティ情報」の開示の充実が期待されており、また、22年3月期から監査基準委員会報告書720「その他の記載内容に関連する監査人の責任」（以下、監基報720）の改正が適用されることから、その開示の充実がより一層期待されています。

1. サステナビリティに関する開示の動向

非財務情報の開示の重要性は高まっており、21年6月に改訂されたコーポレートガバナンス・コードでは、上場会社は、経営戦略の開示にあたって、自社のサステナビリティについての取組みを適切に開示すべき、また、プライム市場上場会社は、気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）又はそれと同等の枠組みに基づく気候変動に関する開示の質と量の充実を進めるべき、と定められています。

この改訂に対応したコーポレートガバナンス報告書の提出が21年12月末日までを期限として求められていましたが、プライム市場のみを対象とする原則については22年4月4日から適用されるため、同日以降に開催される定時株主総会後が提出期限となっています。

さらに、金融庁では21年6月25日に開催された金融審議会において、企業情報の開示の在り方に関する検討について、審議を開始し、主な検討事項の一つとして、サステナビリティに関する開示（気候変動対応、人的資本への投資等）を取り上げています。

また、IFRS財団は、国際的なサステナビリティ開示基準の開発を目的とする「国際サステナビリティ基準審議会（International Sustainability Standard Board：ISSB）」を設置することを21年11月に公表しました。このような状況から、21年12月、公益財団法人財務会計基準機構は、国内のサステナビリティ開示基準の開発等を目的として、「サステナビリティ基準委員会（Sustainability Standard Board of Japan：SSBJ）」を22年7月に設立することを決議しており、今後日本においてもサステナビリティに関する統一的な開示の枠組みを策定する動きが進むこととなります。

2. 記述情報の開示の好事例集

金融庁は、19年より、投資家と企業との建設的な対話に資する充実した企業情報の開示を促すため、「記述情報の開示の好事例集」を公表しています。20年11月に公表された「記述情報の開示の好事例集2020」（21年3月最終更新）においては、記述情報に関する有価証券報告書等の主要項目に関する開示例に加え、個別事項として、「新型コロナウイルス感染症」及び「ESG」に関する好開示例を紹介しています。

この継続的な取組みの一環として、近年、社会的な関心が高まっている項目である「サステナビリティ情報」に関する開示についても好事例を取りまとめ、21年12月21日に、「記述情報の開示の好事例集2021」（22年2月更新）が公表されています。この好事例集では、「サステナビリティ情報」に関連し、「気候変動関連」及び「経営・人的資本・多様性等」の開示例を、



好事例として着目したポイントを示した上で紹介しています。

3. 監基報720「その他の記載内容に関連する監査人の責任」の改正

企業内容等に関する情報の開示について、経営者による財務諸表以外の情報の開示の充実が進んでおり、当該情報に対する監査人の役割の明確化、及び監査報告書における情報提供の充実を図ることの必要性が高まっていることを背景に、21年1月14日に、監基報720の改正が公表されています。

改正後の監基報720では、「その他の記載内容」について、監査人の手続が明確化され（＜表7＞参照）、また、監査報告書において「その他の記載内容」について記載することとなりました。「その他の記載内容」とは、監査した財務諸表を含む開示書類のうち当該財務諸表と監査報告書を除いた部分の記載内容をいい、通常、財務諸表及びその監査報告書を除く、企業の年次報告書（計算書類等や有価証券報告書等）に含まれる財務情報や非財務情報となります（監基報720第11項(1)）。

改正後の監基報720は、22年3月31日以後終了する連結会計年度及び事業年度に係る監査から原則適用されます。

▶表7 「その他の記載内容」の監査人の手続の改正内容

項目	手続
財務諸表又は監査人が監査の過程で得た知識に関連する項目	その他の記載内容と財務諸表の間に重要な相違があるかどうか検討する（監基報720第13項）
財務諸表又は監査人が監査の過程で得た知識に関連しない項目	重要な誤りがあると思われる兆候に注意を払う（監基法720第14項）

対象となる「その他の記載内容」は、有価証券報告書を例とした＜表8＞のように、多岐の項目にわたります。特に、記述情報を中心とした非財務情報の開示の重要性は高まっており、また、「サステナビリティ情報」に対する社会的な関心の高まりから、22年3月期の有価証券報告書の非財務情報はより充実した開示がされることが想定されます。

今回の監基報720の改正により、監査人においては、例えば、気候変動がもたらす財政状態への影響を含む記述がされる場合、開示される財務諸表又は会計上の見積りの監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかの検討がされることとなります。

非財務情報の開示がより充実されるとともに、会計上の見積りとも関連する複雑で高度な情報が開示されることも見込まれるなか、非財務情報の開示を適切に

行うためには、事前に監査人との密接な連携を行うことがより重要になると考えられます。

▶表8 有価証券報告書の「その他の記載内容」と財務諸表との関係

有価証券報告書		A	B	C
目次				
第一部 企業情報				
第1	企業の概況			
第2	事業の状況			
	1. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	✓	✓	✓
	2. 事業等のリスク	✓	✓	✓
	3. 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	✓	✓	
	4. 経営上の重要な契約等			
	5. 研究開発活動			
第3	設備の状況			
第4	提出会社の状況			
	1. 株式等の状況			
	2. 自己株式の取得等の状況			
	3. 配当政策			
	4. コーポレート・ガバナンスの状況等			
	(1) コーポレート・ガバナンスの概要			
	(2) 役員の状況			
	(3) 監査の状況		✓	
	(4) 役員の報酬等		✓	
	(5) 株式の保有状況		※	
第5	経理の状況			
	1. 連結財務諸表			
	(1) 連結財務諸表			
	(2) その他			
	2. 財務諸表			
	(1) 財務諸表			
	(2) 主な資産及び負債の内容			
	(3) その他			
	(以下、略)			

黄色の項目…監基報720における「その他の記載内容」

A. 記述情報等の開示に関する原則
 B. 記述情報の開示の好事例集、及び記述情報の開示の好事例集2019
 ※ 政策保有株式：投資家が期待する好事例のポイント(例)
 C. 記述情報の開示の事例集2021
 -サステナビリティ情報（「気候変動関連」及び「経営・人的資本・多様性等」）に関する開示例

監査人による検討等

財務諸表

お問い合わせ先

EY新日本有限責任監査法人
 品質管理本部 会計監理部
 E-mail : jp.audit-m-kaikeikanriinbox.jp@jp.ey.com

Digital技術を活用したFinanceプロセスの変革

EYストラテジー・アンド・コンサルティング(株) BC-Finance 三宅明央 濱本佳政

▶ Akio Miyake

BC-Finance (CFO部門向けコンサルティングチーム)において、Agile Finance (Process Excellence) 領域のオフィシング責任者を務める。EYストラテジー・アンド・コンサルティング(株) パートナー。



▶ Yoshimasa Hamamoto

BC-FinanceのFinanceDXオフィシングチームに所属。EYストラテジー・アンド・コンサルティング(株) マネージャー。



I はじめに

New Normalと呼ばれる経営環境下で、ファイナンス部門に求められる役割は大きく変化しており、その期待に応えるためには、デジタル技術を活用したファイナンスプロセス、オペレーションの変革が必要です。

本シリーズでは全8回にわたり、Finance DXに関する包括的な論述を行っています。

第2回となる本稿では、ファイナンスプロセスやオペレーションに着目し、変革が求められる背景や課題について触れた上で、足元のデジタル技術および今後のデジタル技術の進化が、ファイナンスプロセスの変革にどのように役立ち、活用することができるのかを考えます。

II ファイナンスプロセスの変革が求められる背景

これまでファイナンス部門は、主に効率性・コストとコンプライアンス・ガバナンスに重点を置きながら、日々の会計処理や決算業務・報告業務に取り組んできました。一方で、これからのファイナンス部門には、ビジネス視点・経営視点から、より能動的に事業側への情報発信や助言を行うことが求められます。

しかし、こうした新たな役割に人的リソースを割り当てる、工数を捻出することは、ただでさえ間接部門と

して継続的なコスト削減を求められているファイナンス部門にとって、非常に困難な要求です。

したがって、ファイナンスプロセスに着眼した際のデジタル技術の使いどころは、ファイナンスオペレーションの徹底的な自動化・効率化、ひいては省力化が最優先課題であるということが出来ます（<図1>参照）。

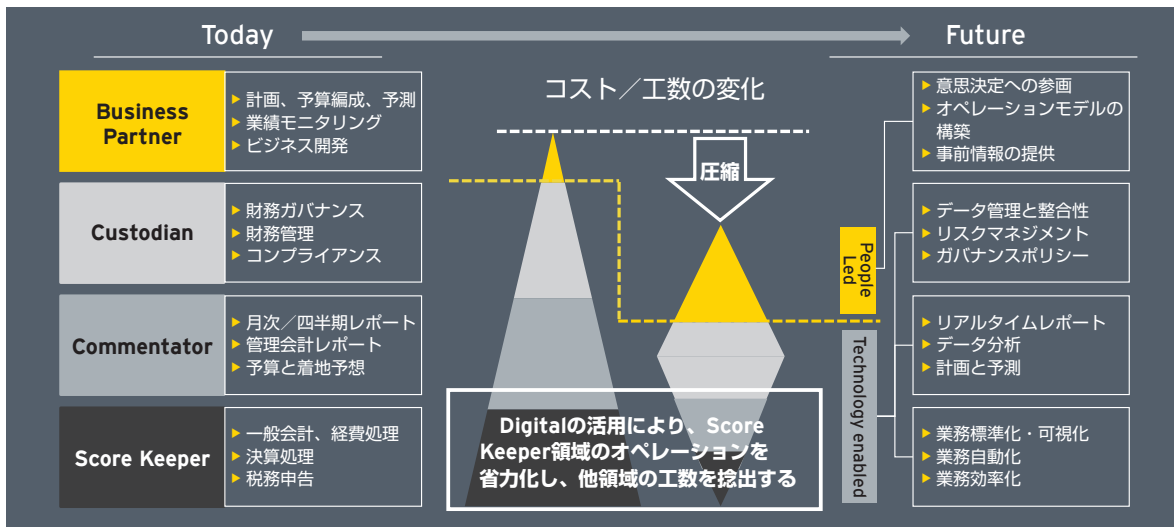
III 足元のデジタル技術の活用

少子高齢化による労働人口の減少、あるいは働き方改革といった要因が、ファイナンスオペレーションに与えるインパクトは従前から懸念されていました。

そうした中、COVID-19による強制的なリモートワークや、電子帳簿保存法の税制改正、インボイス制度の導入といった外的事象が発生することで、これまでにファイナンスオペレーションの変革を準備してきた企業とそうでない企業との差が、より浮き彫りになったということが出来ます。

一方で、RPA等のIntelligent Automation、あるいはProcess Miningといったデジタル技術はすでに実用化の段階にきていますが、これから活用に取り組んでも決して遅くはありません。本章では、こうした足元のデジタル技術の活用を幾つか取り上げ詳述します。

▶ 図1 ファイナンス部門の工数シフト



1. リコンサイル業務の自動化

日々の会計業務において、勘定残高と仕訳明細、あるいは業務データと会計データの突合確認、それらの不整合に対する修正作業に多くの手間と時間を費やしている企業は多いのではないのでしょうか。

また、複雑なシステム環境下でシステム間の連携が不十分なため、例えば販売・購買システムと会計システムの金額に差異がある場合、その原因を特定するにも、勘定残高から仕訳明細、さらには受発注データに至るデータトレースを手作業で行わなければならない、両システムに対しても、上手く整合が取れるように修正しなければなりません。このような手作業による突合・確認・修正作業に多大な工数をかける状況が常態化しているケースも多いと考えます。

この状況を根本的に解決する手段は、ERP等の基幹システムの標準化や統合にあるというのは当然ですが、それには巨額の投資と多くの期間が必要です。基幹システムの標準化・統合といった大規模プロジェクトは、本シリーズの次回以降で述べる全ての期待効果を楽しんで初めてROIを正当化できるものであり、もはや業務の自動化や効率化だけで投資回収できるものではありません。

こうした課題に対しては、自動照合ツールやRPAなど、デジタル技術の活用が有効です。これまで個別担当者の属人的なノウハウとして蓄積されていた、突合確認・差異検出・原因特定・修正という一連の流れを、照合ツールで自動化する、あるいはRPAに学習させることによって、大幅な業務処理の効率化・省力化、ならびに高速化が期待されます。

2. 例外処理への対応

RPA等のIntelligent Automationは、AIを活用したコグニティブ化が進んでいます。従来のRPAを手足に例えると、RPAのみで処理できる標準パターンの割合はそれほど高くなく、人間による判断が必要な例外ケースが多いという問題がありました。しかし、AIという頭脳を搭載することで、現在ではRPAがさまざまな例外ケースを機械学習し、パターン化して自律的に処理することが可能になっています。

また、デジタルツールが取り扱える対象はデジタル化されたデータであり、手書きの請求書といった情報は人間がデータとして入力する必要がありました。これについても、コグニティブ技術や自然言語処理の技術を融合したAI-OCRという、いわば目の機能をRPAに搭載することで対応できるようになっています。

なお、若干話はそれですが、手書き請求書の問題に関連した別のトピックについても言及します。EUでデファクト・スタンダードとなっているPeppolという国際規格に準拠した、電子インボイスの標準化と普及をデジタル庁が推進しています。これは、請求書発行のみならず、前後の処理を含むend-to-endプロセス全体的大幅な効率化の可能性を持っており、注目されています。

3. 業務プロセスの見直し

例外処理を含む現行プロセスをRPA等で自動化・省力化できるとしても、現行プロセスの非効率な部分をそのままRPAで糊塗し、放置するのではなく、プロセス自体の見直しを行うべきであるのは当然でしょう。

デジタル&イノベーション

う。また、属人化・ブラックボックス化した例外プロセスも、できる限り標準化・可視化したほうが、ガバナンス的にも望ましいです。

そこで活用が見込まれる足元のデジタル技術は、Process Miningです。これは業務処理から発生するシステム内のイベント・ログを収集し、業務プロセスを可視化する技術です。

これによって、ファイナンスプロセスの中に存在するボトルネック工程を明らかにし、改善活動につなげることができます。また、プロセスの巧拙を図るKPIを定期的にモニタリングすることで、初期改善実施後に遷移した新たなボトルネックに対してアクションを打ちます。これを繰り返すことで継続的な改善が期待できます。

さらに、標準プロセスから逸脱した業務処理をProcess Miningを通じて検知、分析することで、業務の標準化につなげることも可能です。

4. 新たな労働環境への対応

COVID-19によりリモートワークを余儀なくされた際、紙でしか存在しない原始証憑しゅうじしょうひょうにアクセスできないため、経理業務が滞るリスクに直面した、という話をよく聞きます。これまで、ペーパーレス化の推進という、やや原始的・初歩的な取り組みというイメージがあったかと思いますが、実態としてそれほど進んでいない企業が多かったことの証左であると考えます。

一方で、電子帳簿保存法の税法改正をはじめ、世の中のペーパーレス化への動きは加速しており、すでに実用化段階にある帳票類の電子保存ツールを活用した、紙に依存しない業務プロセスへの転換は待たなしです。

また、これまで決算の進捗ちよく状況について日次のFace to faceの確認会を行っていたものが、リモート環境下では難しくなったという事象も耳にします。これについても、グループ全社の決算工程を可視化し、日々の進捗状況をシステムを通じてモニタリングできるデジタルツールが実用化されており、いわばリモート決算コントロールタワーの設立・運用が可能な状況です。

さらには、決算内容に対する社内外からの問い合わせに対して、自然言語処理、機械学習などの技術を応用したAI Chatbotやデジタルアシスタントを活用することで、応答プロセスの効率化やコミュニケーションの有効性を高めることも可能になりつつあります。

5. レポーティング業務の自動化・効率化

ここまで述べてきた内容は、主に<図1>のScore

Keeper領域の自動化・効率化に関するものでしたが、デジタルはCommentator領域の効率化にも大きく寄与することが期待されます。

社内外から求められる定型・非定型レポートを作成するために、必要なデータを特定・収集し、数値の配賦などのステップを踏んだ上で、レポート形式にまとめるまでの作業に多くの工数を割いていたと思います。こうした作業についてはBIツールの活用により、大幅に自動化することが期待されます。また、セルフサービス型のダッシュボードツールを、レポートの利用者自身が利活用することで、レポート作成・報告業務そのものが不要になるケースもあるでしょう。

こうした足元のデジタル技術の活用を通じて、これまでの処理作業を中心としたファイナンスオペレーションはデジタルが一手に担うことになり、ファイナンス要員は単純なルーティンワークから解放されます。単純作業は一切デジタルに任せ、人間はプロセス企画やモデリングといったオペレーション改善活動を中心に行い、さらには経営課題の解決や意思決定への関与といった、前ページ<図1>でPeople Led（人間が中心となり実施すべき業務）と記したより付加価値の高い役割に、その工数をシフトさせていくこととなります。

もちろんそのためには、デジタルの活用だけではなく、人材のケイパビリティ再構築やオペレーティング体制の見直しも重要となりますが、その点については次回以降にて詳述します。

IV 5~10年後を見据えたファイナンスプロセスの再構築

この四半世紀の間に、さまざまなデジタル技術の登場や、BPR、業務改善活動の結果として、ファイナンスプロセスやオペレーションはQCDのいずれの観点からも進化を遂げてきました。

しかし、取引情報を仕訳という形でレコードし、一定期間でそれを集計し、各種の決算処理を行った上で財務諸表に取りまとめ情報開示するという一連の流れは、複式簿記が発明されて以来、何世紀にもわたって実は全く変わっていません。また、ファイナンス人材の育成・配置や、組織体制、オペレーションモデルも、この前提条件の下で長きにわたり構築されてきました。

ところが、AIを中心とした今後5~10年の技術進歩を見据えた際、デジタル技術はこれまでの仕訳ボトムアップ型のファイナンスオペレーションの前提条件を



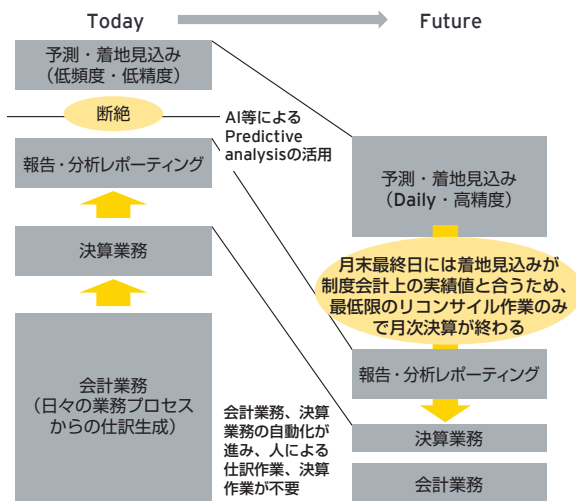
根底から覆す可能性を秘めています。

現在、ほとんどの企業では、月末の財務数値の着地見込みを、制度会計プロセスとは業務的にもシステム的にも分断された形で実施していると思います。また、着地見込みの精度は決して高くはないと思われますし、見込み作成にはそれなりの工数とリードタイムを要するため、実施回数もせいぜい月数回程度であると考えます。

しかし、今後AIやPredictive Analysisを中心としたデジタル技術が進化することで、高精度な予測や着地見込みの作成が可能となり、さらにはそのリードタイムも大幅に短縮されることで、デイリーでの算出も可能となることが期待できます。

そうすると、月末の着地見込みが日々更新され、制度会計上の財務数値と徐々に近似し、月末日にはほぼイコールとなります。そして、翌月第1営業日に最低限のリコンサイル作業を行うだけで月次決算が完了します。そうした新たなファイナンスオペレーションの世界観が想像できます（＜図2＞参照）。

▶ 図2 今後のデジタルがもたらすファイナンスプロセスの抜本的な変化



つまり、過去の仕訳レコードを起点とした積上げ型のファイナンスプロセスはデジタルによってほぼ自動化される一方で、将来予測を起点とした見込み型のファイナンスプロセスの実行および精度向上や改善アクションに人間の仕事がシフトします。

もちろん、その実現可否や具体像は現時点で完全に予見できるものではありません。しかし、そのパラダイム・シフトが起こった後にオペレーションの見直しを行っても、特に人材のケイパビリティ要件の変化に対応が追いつかず、後塵を拝することになりかねません。

今後のデジタル技術の進歩がファイナンスプロセスの前提条件を大きく覆す破壊的なインパクトをあらかじめ想定し、新たな前提条件の下でのファイナンスプロセスをゼロベースで検討・構築し、それに適したオペレーションモデル、すなわちセントラル・ファイナンスとローカル・ファイナンスの機能配置や、ファイナンス人材に新しく求められるスキル、ケイパビリティの確保に、今の段階から取り組むことは決して遅くはありません。

V おわりに

ファイナンス部門の役割高度化に向けて、作業に類するルーティンワークを、たとえそれがさまざまな例外ケースを含む複雑なものであっても、徹底的に自動化、省力化することで、新たな役割遂行のための工数を捻出することは喫緊の課題です。

また、働き方改革やペーパーレス、リモートワークといった新たな労働環境や法令面への対応も、確実に進める必要があります。

こうした課題に対しては、足元で適用可能なデジタル技術を活用し、ROIを正当化できる範囲でQuick-Win施策として積極的に促進していくべきです。

一方で、中期的には5～10年後のデジタル技術の進化がもたらす、全く新しいファイナンスプロセスの再構築と、その実行のための新たなオペレーションモデルの構築を今から準備すべきです。もちろん、短期のQuick-Win施策が中期的な準備と矛盾しないことへの留意も必要です。

このような二つの時間軸で複眼的な視座を持った取り組みを推進することが、ファイナンスプロセスおよびオペレーションに着目した際のデジタル技術の活用や投資における最重要な要点となります。

本シリーズの次回以降では、ルーティンワークから解放されたファイナンス組織が、より付加価値の高い役割を遂行するために、デジタル技術をどのように活用すべきかについて論述します。

お問い合わせ先

EYストラテジー・アンド・コンサルティング(株)
E-mail : akio.miyake@jp.ey.com
E-mail : yoshimasa.hamamoto@jp.ey.com



特別寄稿

コーポレートガバナンス・コードと 監査役 **後編**

獨協大学 法学部教授 高橋 均

I はじめに

コーポレートガバナンス・コード（以下、CGコード）は、上場会社に対して「プリンシプルベース・アプローチ（原則主義）」と「コンプライ・オア・エクस्पライン（comply or explain：原則を実施するか、実施しなければその理由を説明）」の手法を採用しているソフト・ローです。したがって、法的強制力はないものの、上場会社としては、コーポレートガバナンス報告書を通じて多くの項目を開示する必要があり、実務的な対応を行うこととなります。

前編（本誌2022年新年号）では、CGコードの章立てである「株主の権利・平等性の確保」（第1章）、「株主以外のステークホルダーとの適切な協働」（第2章）、「適切な情報開示と透明性の確保」（第3章）の中で監査役として特に留意すべき原則を選んで、その着眼点や対応について解説しました^{*1}。後編となる本稿では、残りの「取締役会等の責務」（第4章）と「株主との対話」（第5章）について、令和3年6月の改訂箇所（各原則の下線箇所が追記又は修正箇所）を踏まえて解説します。

II CGコードに対する監査役への着眼点と対応

1. 取締役等の責務

(1) 取締役会の役割・責務

取締役会の重要な機能に、業務執行の意思決定と取締役の職務執行の監督があります（会社法362条2項1号・2号）。CGコードでは、これらの取締役会機能において、「独立した客観的な立場」を明言しているのは、社外役員の役割の重要性を念頭に置いているからです。令和元年改正会社法で、大会社である公開会社の監査役会設置会社で有価証券報告書提出会社においては社外取締役の選任が義務化されました（会社法

327条の2）。しかし、すでに上場会社の実務では、複数の社外取締役の選任が標準となっており、社外監査役が存在と相まって、取締役会は、経営会議等において社内取締役が意思決定をした議題・議案について、社外の立場から意見陳述を行ったり、必要に応じて是正措置を求めることが大きな役割となっています。

CGコードでは取締役会が意思決定機能と監督機能の役割を果たすために、役員報酬や人事の適切性を強調しています。人事や報酬は、役員本人にとっても大きな関心事となりますが、他方で会社との利益相反的な面もあります。そこで、役員人事については、公正かつ透明性の高い手続が必要であるとしています（補充原則4-3①）。とりわけ、最高経営責任者（CEO）の選解任については、会社における最も重要な戦略的意思決定と捉えて、候補者選定に至るまでの十分な検討時間と社外役員の関与等が必要であるとしています（補充原則4-3②）。企業実務においては、代表取締役社長がCEOを兼務していることも比較的多いことを考えますと、取締役会で代表取締役選定の議題・議案が上程される前に、代表取締役社長兼CEOの候補者について、慎重に人選を進めることとなります。人選の結果、社長に就任することが既定路線であることから、株主総会後の最初の取締役会では代表取締役について、特段の議論が行われることなく選定されることが実務実態となっています。本来は、社長である代表取締役を選定する際には、CEOとしての資質が十分に検証・確認された結果であることが重要となります。なお、CGコードでは、人的資本の重要性に鑑み会社役員に限らず「経営陣幹部」の選解任について、取締役会としての監督機能を求めています（補充原則4-3①）。経営陣幹部とは、執行役員や支店長・工場長・支配人等が考えられます。

役員報酬については、お手盛りの高額報酬とならないように取締役会として監督することは重要ですが、企業の持続的な成長のためにはインセンティブ報酬を

^{*1} 高橋均「コーポレートガバナンス・コードと監査役（前編）」本誌Vol.172（22年新年号）18～21ページ



▶ Hitoshi Takahashi

一橋大学博士（経営法）。新日本製鐵(株)（現、日本製鉄(株)）監査役事務局部長、(社)日本監査役協会常務理事、獨協大学法科大学院教授を経て、現職。専門は、商法・会社法、金商法、企業法務。法的諸課題に対して、法理論と実務面の双方に精通している。近著として『グループ会社リスク管理の法務（第3版）』中央経済社（2018年）、『実務の視点から考える会社法（第2版）』中央経済社（2020年）、『監査役監査の実務と対応（第7版）』同文館出版（2021年）。

含めた報酬体系、具体的には業績連動型やストック・オプション制度の導入等を推奨しています（補充原則4-2①）。取締役の報酬については、令和元年改正会社法において、報酬内容の決定手続に関する透明性^{※2}とともに、インセンティブ報酬を念頭に置いた規定^{※3}が置かれました。ハード・ローである会社法で規定されたことから、各社はさまざまな報酬体系を検討・導入し、事業報告やコーポレートガバナンス報告書等を通して広く開示する実務が定着しつつあります。

令和3年6月の改訂CGコードでは、中長期的な企業価値向上を強く意識した内容となっている点も特筆できます。取締役会に対して、自社の持続的な発展（サステナビリティ）のための基本方針を策定した上で、その具体的な実行状況を監督することを求めています（補充原則4-2②）。その際に、全社的なリスク管理体制の重要性とともに、グループを含めた体制の適切な構築を行い、運用状況について監督機能の構築を図るべきとしています。ここでのキーワードは、「持続的な発展」と「グループ」です。すなわち、気候変動対応等の社会的要請も念頭に置きつつ、会社単体ではなく、グループ全体で対応すべきとしています。

監査役としては、前述のような取締役会の役割を再認識した上で、取締役以下執行部門がその役割を十分に果たすための具体的な対応をとっているか注視することが大切になります。取締役会に上程される前には、経営会議をはじめ、社内さまざまな会議体や委員会で審議されるはずで、常勤監査役は、必要に応じてこれらの会議等に積極的に出席したり、監査役としての業務報告請求権や調査権（会社法381条2項）を行使して、個別に関係する事業部門から情報提供を受けべきです。とりわけ、自社の持続的な発展のための基本方針の策定を取締役会で決定する内容については、今回のCGコード改訂内容でもあり、投資家をはじめとした社会的関心が高い領域ですので、その対応状況を監査役としての監視機能の一環として捉えるべきと思われます。その上で、非常勤社外監査役は、常勤監査役からの社内情報をもとに、CGコードで規定された取締役会の責務を取締役が果たしているか積極的に意見陳述をすべきです。特に、CEOの選解任・役員報酬の制度設計・会社の持続的な発展に関する議案につ

いては、担当部門から十分に説明を受けた後に、取締役会での審議・決議に臨むべきです。

【原則4-2. 取締役会の役割・責務(2)】

取締役会は、経営陣幹部による適切なリスクテイクを支える環境整備を行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、(以下、略)。

補充原則

4-2① 取締役会は、経営陣の報酬が持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能するよう、客観的・透明性のある手続に従い、報酬制度を設計し、具体的な報酬額を決定すべきである。その際、中長期的な業績と連動する報酬の割合や、現金報酬と自社株報酬との割合を適切に設定すべきである。

4-2② 取締役会は、中長期的な企業価値の向上の観点から、自社のサステナビリティを巡る取組みについて基本的な方針を策定すべきである。

また、人的資本・知的財産への投資等の重要性に鑑み、これらをはじめとする経営資源の配分や、事業ポートフォリオに関する戦略の実行が、企業の持続的な成長に資するよう、実効的に監督を行うべきである。

【原則4-3. 取締役会の役割・責務(3)】

取締役会は、独立した客観的な立場から、経営陣・取締役に対する実効性の高い監督を行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、適切に会社の業績等の評価を行い、その評価を経営陣幹部の人事に適切に反映すべきである。(以下、略)

補充原則

4-3① 取締役会は、経営陣幹部の選任や解任について、会社の業績等の評価を踏まえ、公正かつ透明性の高い手続に従い、適切に実行すべきである。

4-3② 取締役会は、CEOの選解任は、会社における最も重要な戦略的意思決定であることを踏まえ、客観性・適時性・透明性のある手続に従い、十分な時間と資源をかけて、資質を備えたCEOを選任すべきである。

4-3③ 取締役会は、会社の業績等の適切な評価を踏まえ、CEOがその機能を十分発揮していないと認められる場合に、CEOを解任するための客観性・適時性・透明性ある手続を確立すべきである。

4-3④ 内部統制や先を見越した全社的リスク管理体制の整備は、適切なコンプライアンスの確保とリスクテイクの裏付けとなり得るものであり、取締役会はグループ全体を含めたこれらの体制を適切に構築し、内部監査部門を活用しつつ、その運用状況を監督すべきである。

※2 社外取締役選任義務化の会社と監査等委員会設置会社では、取締役の個人別の報酬内容の決定方針を取締役会で決定することが義務付けられた（会社法361条7項）。

※3 会社株式や新株予約権を取締役の報酬とする場合は、株主総会の決議による、株式や新株予約権の数等、一定事項を定めることとなった（会社法361条1項3号・4号・5号）。

(2) 監査役及び監査役会の役割・責務

取締役会の役割・責務については、監査役は取締役が善管注意義務を果たしているか否かの観点での対応となりますが、一方、監査役及び監査役会の役割・責務は、監査役自身の問題となります。今回の改訂では、監査役(会)に関する内容面での変更はありませんでしたが、あらためてCGコードの記載内容を確認する意義があります。この中で最も着目すべきと思われることは、監査役がその役割・責務を果たすためには、「守りの機能」を含め、自らの守備範囲を狭く捉えることは適切ではないと明言していることです(原則4-4)。このCGコードの記述が意味することは、監査役は適法性監査にとらわれて、その範囲内での意見陳述や意見具申にこだわる必要はなく、必要に応じて妥当性も含め能動的・積極的に発言すべきとしていることです。言い換えれば、監査役自身が適法性監査だけに限るとの意識を持って職務を遂行しているとすれば、その意識改革を促していると思えます。

また、CGコードでは、常勤監査役が社内の状況に精通している点を踏まえて、その情報力を非常勤社外監査役が活かしていくことはもちろんのこと、社外取締役との連携を確保すべきとしています^{*4}。社内の情報収集という点では、社外取締役も同じ課題に直面しているので、情報収集力の強化について社外取締役とも共同歩調をとって、執行部門に働きかけることも必要としています。

【原則4-4. 監査役及び監査役会の役割・責務】

監査役及び監査役会は、取締役の職務の執行の監査、監査役・外部会計監査人の選解任や監査報酬に係る権限の行使などの役割・責務を果たすに当たって、株主に対する受託者責任を踏まえ、独立した客観的な立場において適切な判断を行うべきである。

また、監査役及び監査役会に期待される重要な役割・責務には、業務監査・会計監査をはじめとするいわば「守りの機能」があるが、こうした機能を含め、その役割・責務を十分に果たすためには、自らの守備範囲を過度に狭く捉える事は適切ではなく、能動的・積極的に権限を行使し、取締役会においてあるいは経営陣に対して適切に意見を述べるべきである。

補充原則

4-4① (略)。また、監査役または監査役会は、社外取締役が、その独立性に影響を受けることなく情報収集力の強化を図ることができるよう、社外取締役との連携を確保すべきである。

(3) 任意の仕組みの活用

わが国においては、定款自治のもと、監査役(会)設置会社・監査等委員会設置会社・指名委員会等設置会社の会社形態の選択のみならず、会社機関設計においても、会計監査人の設置有無等、自由度が高くなっています。他方、法定の会社機関を補足する観点から、CGコードでは一定の独立役員を構成メンバーとする任意の委員会の設置を推奨しています。経営会議や役員会等の社内会議では、取締役会への付議案件を社内役員や経営幹部の間で審議し決定しますが、これらの会議に社外役員が定期的に出席するのは極めて稀であるのが通例です。この場合、取締役会に上程される議題・議案を取締役会で根本から覆すのは経営的にみて効率的ではないばかりか、現実問題として、社外役員は議案に対して条件を述べたり、注意喚起することはあっても、極めて不当・不合理な点が明らかであると考えられる議案でない限り、議案そのものに正面から反対することは通常は容易ではないと思われます。

経営会議等の純粹社内会議であると、社内論理が優先し、社内の常識が世間からは非常識という場合もあり得ます。そこで、取締役会に付議される前に、あらかじめ社外役員の視点も取り入れる機会を持つための任意の委員会が意味を持てきます。例えば、役員の報酬や候補者の人選を審議する報酬・指名委員会、リスク管理体制を審議するコンプライアンス委員会、地球環境等の中長期的施策を検討する環境委員会等があります。これらは、あくまで任意の委員会ですので、監査役としては、おのおのの委員会の目的・構成メンバーに加えて、諮問・答申の相手先がどこかを確認しておくことが必要です。例えば、取締役会からの諮問であれば委員会の答申先は取締役会宛になりますし、経営会議であれば経営会議議長宛に、審議の結果を報告することになるはずで、任意の(諮問)委員会が、執行部門による対外的なPRを意識した形式的な設置となっていないか注視することが大事です。とりわけ、報酬・指名委員会については、できれば社外監査役はメンバーの一人となり、審議の状況を他の監査役と情報共有できれば、決定プロセスの透明性について監査役としての適切な判断が可能となります。

^{*4} 監査役と社外取締役との連携について、法的整理と実務を解説したものととして、高橋均「監査役と社外取締役の連携」本誌Vol.156(20年7月号)8~11ページ参照

【原則4-10. 任意の仕組みの活用】

上場会社は、会社法が定める会社の機関設計のうち会社の特性に応じて最も適切な形態を採用するに当たり、必要に応じて任意の仕組みを活用することにより、統治機能の更なる充実を図るべきである。

補充原則

4-10① 上場会社が監査役会設置会社または監査等委員会設置会社であって、独立社外取締役が取締役会の過半数に達していない場合には、経営陣幹部・取締役の指名（後継者計画を含む）・報酬などに係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、取締役会の下に独立社外取締役を主要な構成員とする独立した指名委員会・報酬委員会を設置することにより、指名や報酬などの特に重要な事項に関する検討に当たり、ジェンダー等の多様性やスキル観点を含め、これらの委員会の適切な関与・助言を得るべきである。

特に、プライム市場上場会社は、各委員会の構成員の過半数を独立社外取締役とすることを基本とし、その委員会構成の独立性に関する考え方・権限・役割等を開示すべきである。

【原則4-11. 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

取締役会は、その役割・責務を実効的に果たすための知識・経験・能力を全体としてバランス良く備え、ジェンダーや国際性、職歴、年齢の面を含む多様性と適正規模を両立させる形で構成されるべきである。また、監査役には、適切な経験・能力及び必要な財務・会計・法務に関する知識を有する者が選任されるべきであり、特に、財務・会計に関する十分な知見を有している者が1名以上選任されるべきである。（以下、略）

補充原則

4-11① 取締役会は、経営戦略に照らして自らが備えるべきスキル等を特定した上で、取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方を定め、各取締役の知識・経験・能力等を一覧化したいわゆるスキル・マトリックスをはじめ、経営環境や事業特性等に応じた適切な形で取締役の有するスキル等の組み合わせを取締役の選任に関する方針・手続と併せて開示すべきである。その際、独立社外取締役には、他社での経営経験を有する者を含めるべきである。

(4) 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件

取締役会の構成メンバーに多様性が必要であるとして、前回の改訂で規定されたジェンダーや国際性に加えて、今回の改訂で職歴と年齢が追記されました。これらの外形的な面のみならず、各取締役が会社に対してどのような点で貢献できるか、CGコードでは一覧表とでもいうスキル・マトリックスの作成・開示を求めています*5（補充原則4-11①）。CGコードでは、スキル・マトリックスの作成は取締役のみに言及していますが、監査役もあわせて作成して一覧することが実務では主流となっています。

監査役について、特に、適切な経験・能力を求めているのは、監査役職務の性格上、それ相当の複数の職場経験を有すること、業務監査でのヒアリングなどを通じて、事業部門の課題や問題点を察知するためのコミュニケーション能力が必要ということです。また、CGコードでは、監査役に財務・会計の十分な知見者の選任が最低1名は必要であるとしていることは、会計監査人に一次的に会計監査を任せていたとしても、会計監査人とある程度対等の対話をするために、必要なスキルと考えているからと思われる。

(5) 情報入手と支援体制

取締役・監査役は、職務を遂行するためには適時・適切に情報を入手できることが必要ですが、とりわけ監査役は、能動的に情報を入手する姿勢が大切です。法的には、取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときは、監査役に報告する義務があります（会社法357条1項）が、監査役としては情報入手について待ちの姿勢ではなく、業務監査のヒアリングや重要会議での質疑を通じて、積極的に関連情報を入手することが求められます。その際、CGコードで記載している人員面を含む支援体制（原則4-13）とは、監査役では監査役スタッフの配置が該当します*6。監査役スタッフは、従業員の目線で各部門から情報を入手し監査役に伝える大事な役割もありますので、監査役としては、監査計画や監査役会議事録の作成等の事務処理のみならず、必要に応じて情報入手の観点からも監査役スタッフの配置を執行部門に働きかけるべきと思います。

*5 スキル・マトリックスの実態については、長谷川聡＝佐伯直樹＝梶嘉春「スキル・マトリックスの現状分析と作成・活用のあり方」旬刊商事法務2275号（2021年）61～73ページ参照

*6 監査役と監査役スタッフとの関係と実務については、高橋均「監査役制度における監査役スタッフの役割と活用」本誌No.145（19年7月号）16～19ページ参照

内部監査部門は、三様監査の一つとして、またリスク管理体制における3線（ディフェンス）ライン^{※7}の第3線の役割としても、監査役とは密接にかかわりがあります。したがって、内部監査部門が監査の過程で入手した情報は、監査役会に対しても直接報告することを定例化することが重要になります。実務的には、監査役会に内部監査部門長が出席し状況報告をすることに加えて、都度、特筆すべき報告事項が発生した場合には、コーポレート部門のみならず監査役会に対しても同時に報告することを社内ルールで義務付けるべきと考えられます。

【原則4-13. 情報入手と支援体制】

取締役・監査役は、その役割・責務を実効的に果たすために、能動的に情報入手すべきであり、必要に応じ、会社に対して追加の情報提供を求めるべきである。

また、上場会社は、人員面を含む取締役・監査役の支援体制を整えるべきである。

取締役会・監査役会は、各取締役・監査役が求める情報の円滑な提供が確保されているかどうかを確認すべきである。

補充原則

4-13③ 上場会社は、取締役会及び監査役会の機能発揮に向け、内部監査部門がこれらに対しても適切に直接報告を行う仕組みを構築すること等により、内部監査部門と取締役・監査役との連携を確保すべきである。（以下、略）

2. 株主との対話

株主と会社の対話が重要視されている中で、スチュワードシップ・コード^{※8}により、機関投資家と企業との対話が促進されています。株主や投資家が対話を求めているテーマによっては、監査役も対応すべきとしています。監査役に関連するテーマとしては、コンプライアンスやリスク管理関連が考えられます。その際、監査役単独というよりは、(社外)取締役と同席して臨むことが適切と思います。

【原則5-1. 株主との建設的な対話に関する方針】

上場会社は、株主からの対話（面談）の申込みに対しては、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、合理的な範囲で前向きに対応すべきである。（以下、略）

補充原則

5-1① 株主との実際の対話（面談）の対応者につ

いては、株主の希望と面談の主な関心事項も踏まえた上で、合理的な範囲で、経営陣幹部、社外取締役を含む取締役または監査役が面談に臨むことを基本とすべきである。

III おわりに

前編と後編の2回にわたって、CGコードに関して、監査役として留意すべき項目について解説しました。ソフト・ローであるCGコードは、上場会社に対するガバナンス面からの方向性を今日的な社会からの要請を念頭に置いて定めたものです。CGコードに対して、具体的に実施・実行するのは個々の企業であり、その推進役となるのは執行部門です。

監査役としては、CGコードが掲げている趣旨を踏まえて、執行部門が適切な対応を行おうとしているか常に意識し、必要に応じて積極的に議論に加わり、意見を述べる姿勢が大事となります。

※7 米国に本部がある内部監査人協会（IIA）が3線ディフェンスラインの考え方を唱えたが、20年の改訂で、リスク・マネジメントは目標の達成等への貢献もあるとして、「ディフェンス」という文言を削除した。The Institute of Internal Auditors., THE IIA'S THREE LINES MODEL at1 (July 2020).

※8 スチュワードシップ・コードとは、機関投資家にとっての行動規範を明文化したガイダンスであり、日本版スチュワードシップ・コードは、20年3月24日に再改訂された。

出版物のご案内

詳細は www.ey.com (出版物) をご覧ください。
ご希望の方は書店にてお求めいただくか、出版社へ直接お問い合わせください。

IFRS国際会計の実務 International GAAP 2022 (上・中・下巻) IFRS国際金融・保険会計の実務 International GAAP 2022



- ▶ A5判 第一法規
- ▶ 価格 上：22,000円+税、中：22,000円+税、下：21,500円+税
金融・保険：25,200円+税

本書は、EYの国際財務報告基準（IFRS）に関するナレッジを結集した国内最高レベルの本格的専門書の最新日本語版です。新基準を含めた幅広い項目を収録し、規定やその背景にある理論のみならず、実務上の論点やその対応、さらに、日本企業がIFRSを適用する際に生じる論点やそれらに対するEYの解釈を加えており、実践的な解説書となっています。わが国においてもIFRS適用がますます広がりを見せる中で、財務諸表作成者や職業会計人など、全ての方に必携の実務書です。



<令和4年3月期決算法人対応>決算・税務申告対策の手引

- ▶ A5判/568ページ 税務研究会出版局 価格2,400円+税

令和4年3月期以降の年度決算を迎えるにあたって、会社計算規則、会計基準、実務指針、税法・通達などの内容を踏まえた適正な決算・申告を行わなければなりません。そのためには、会計基準等、会社計算規則や税制改正の内容を十分に理解・整理した上での的確な対応が必要不可欠です。本書では、令和4年3月期決算に向けて万全の準備として、記載例や申告調整方法などについて詳しく解説しています。



業種別会計シリーズ 海運業 改訂版

- ▶ A5判/320ページ 第一法規 価格3,400円+税

この書籍は、平成22年10月に発刊された「業種別会計シリーズ 海運業」の改訂版となります。初版は海運業の会計や内部統制、会計監査、IFRSでの取り扱いなどについて記述したわが国におけるほぼ唯一の書籍として、海運業の経理に携わっておられる方々、海運業監査に携わっている公認会計士、金融機関の方々などに好感を持って迎えられました。初版の刊行から10年以上が経過し、その間の経営環境の変化や新収益認識基準などの会計基準の新設や改正、KAMの導入などの監査手法の変化といった最新の内容を網羅し、海運業会計に関する書籍の決定版として刊行しました。



「固定資産の税務・会計」完全解説(第7版)

- ▶ A5判/648ページ 税務研究会出版局 価格3,500円+税

本書は、固定資産の取得（またはリース）から、その後の減価償却、資本的支出と修繕費の処理、除却・譲渡に至るまでの段階ごとに、税務・会計の取扱いをまとめており、基本的事項から実務レベルの必要事項や、留意事項までを詳細に解説しています。第7版では、近年、自然災害が多く発生し、災害に対する実務対応が求められることが多くなっていることから、「第7章 災害があったときの処理」を新設しました。また、会計処理と税務の関係が複雑で難解である特別償却および圧縮記帳について、税効果会計を適用しなかった場合と税効果会計を適用した場合に分けて、新たに設例を設けて解説しています。さらに、「第6章 設備投資減税の実務と活用」を税制改正に対応して大幅に改訂しています。

減損会計（減損の兆候）と税効果会計（企業分類）



企業会計ナビチーム 公認会計士 中村 崇

▶ Takashi Nakamura

監査部門に所属し、陸運業、建設業などの会計監査に携わる傍ら、書籍執筆、法人ウェブサイト（企業会計ナビ）に掲載する会計情報コンテンツの企画・執筆等に従事している。<お問い合わせ先>EY新日本有限責任監査法人 E-mail: takashi.nakamura2@jp.ey.com

当法人ウェブサイト内の「企業会計ナビ」が発信しているナレッジのうち、アクセス数が多く、新型コロナウイルス感染症も影響し、決算に向けて重要と考えられるトピックスとして「解説シリーズ『減損会計』第4回：減損の兆候、『税効果会計』第4回：繰延税金資産の回収可能性」を要約して紹介します。

I はじめに

新型コロナウイルス感染症は、各企業の業績に多大な影響を及ぼしており、会計上の見積りにも影響があります。特にコロナ前は業績が安定的で、コロナにより業績が悪化した企業においては、減損会計や税効果会計について慎重な検討が必要な状況になっていると考えられます。

II 減損会計（減損の兆候）

減損の兆候がある場合には、当該資産または資産グループについて、減損損失を認識するかどうかの判定を行います。減損の兆候としては、次のような事象が例示されています。あくまでも例示であり、例示以外でも会社固有の減損の兆候がないか、十分に検討する必要があります。

1. 資産または資産グループが使用されている営業活動から生ずる損益またはキャッシュ・フローが継続してマイナスとなっているか、あるいは、継続してマイナスとなる見込みであること
2. 資産または資産グループが使用されている範囲また

- は方法について、当該資産または資産グループの回収可能価額を著しく低下させるような変化が生じたか、あるいは生ずる見込みであること
3. 資産または資産グループが使用されている事業に関連して、経営環境が著しく悪化したか、あるいは悪化する見込みであること
4. 資産または資産グループの市場価格が著しく下落した

上記のうち、新型コロナウイルス感染症が特に影響すると考えられる1.~3.について確認します。

1. 営業活動から生ずる損益またはキャッシュ・フローが継続してマイナスの場合

「継続してマイナス」とは、おおむね過去2期がマイナスであったことを指し、「継続してマイナスとなる見込み」とは、前期と当期以降の見込みが明らかにマイナスとなる場合を指すと考えられます。当期見込みが明らかにプラスとなる場合は該当しないと考えられます。

前々期	前期	当期/当期以降	減損の兆候
マイナス	マイナス	-	あり
マイナス	マイナス	当期の見込みが明らかにプラス	なし
-	マイナス	当期以降の見込みが明らかにマイナス	あり

2. 使用範囲または方法について回収可能価額を著しく低下させる変化がある場合

- (1) 事業の廃止または再編成
 - (2) 予定よりも著しく早期に除却や売却などにより処分する場合
 - (3) 異なる用途への転用
- 資産または資産グループの回収可能価額を著しく低

下させる変化に該当する場合があります。もっとも、従来よりも明らかに回収可能価額を増加させる事象は減損の兆候に該当しません。

(4) 遊休状態になり、将来の用途が定まっていない場合
例えば、設備の操業を停止し、その後の操業開始のめどが立っていない場合などが含まれます。

3. 経営環境の著しい悪化の場合

- (1) 材料価格の高騰や製・商品店頭価格やサービス料金、賃料水準の大幅な下落、製・商品販売量の著しい減少などが続いているような市場環境の著しい悪化
 - (2) 技術革新による著しい陳腐化や特許期間の終了による重要な関連技術の拡散などの、技術的環境の著しい悪化
 - (3) 重要な法律改正、規制緩和や規制強化、重大な法令違反の発生などの、法的環境の著しい悪化
- 上記3項目は例示であり、これら以外にも、経営環境の著しい悪化が認められるケースがあるため、個々の企業の状況に応じて判断する必要があります。

III 税効果会計（企業分類）

1. 企業の分類に応じた取扱い

繰延税金資産の回収可能性を判断する際、企業の過去の課税所得の発生状況や将来の業績予測等の要件に基づき、企業を五つに分類し、当該分類に応じて回収が見込まれる繰延税金資産の計上額を決定することとされています。

新型コロナウイルス感染症により業績が悪化した場合には企業分類の慎重な検討が必要となります。当該分類のうち、ここでは特に（分類2～5）について確認します。

(1) (分類2) に該当する企業の取扱い

次の要件をいずれも満たす企業は（分類2）に該当します。

- ① 過去（3年）及び当期のすべての事業年度において、臨時的な原因により生じたものを除いた課税所得が、期末における将来減算一時差異を下回るものの、安定的に生じている
- ② 当期末において、近い将来に経営環境に著しい変化が見込まれない
- ③ 過去（3年）および当期のいずれの事業年度においても重要な税務上の欠損金が生じていない

一時差異等のスケジュールリングの結果、繰延税金資産を見積る場合、当該繰延税金資産は回収可能性があるものとされます。

(2) (分類3) に該当する企業の取扱い

次の要件をいずれも満たす企業は（分類3）に該当します。

- ① 過去（3年）および当期において、臨時的な原因により生じたものを除いた課税所得が大きく増減している（負の値となる場合を含む）
- ② 過去（3年）および当期のいずれの事業年度においても重要な税務上の欠損金が生じていない

将来の合理的な見積可能期間（おおむね5年）以内の一時差異等加減算前課税所得の見積額に基づいて、当該見積可能期間の一時差異等のスケジュールリングの結果、繰延税金資産を見積る場合、当該繰延税金資産は回収可能性があるものとされます。

(3) (分類4) に該当する企業の取扱い

次のいずれかの要件を満たし、かつ、翌期において一時差異等加減算前課税所得が生じることが見込まれる企業は（分類4）に該当します。

- ① 過去（3年）又は当期において、重要な税務上の欠損金が生じている
- ② 過去（3年）において、重要な税務上の欠損金の繰越期限切れとなった事実がある
- ③ 当期末において、重要な税務上の欠損金の繰越期限切れが見込まれる

翌期の一時差異等加減算前課税所得の見積額に基づいて、翌期の一時差異等のスケジュールリングの結果、繰延税金資産を見積る場合、当該繰延税金資産は回収可能性があるものとされます。

(4) (分類4) の要件を満たすが（分類2）（分類3）に該当する企業として取り扱う場合

上記（分類4）の要件を満たした場合であっても、重要な税務上の欠損金が生じた要因、中長期計画、過去における中長期計画の達成状況、過去（3年）及び当期の課税所得又は税務上の欠損金の推移等を勘案して、将来において5年超にわたり一時差異等加減算前課税所得が安定的に生じることを企業が合理的な根拠をもって説明するときは（分類2）に該当する企業として取り扱われます。

また、将来においておおむね3年から5年程度は一時差異等加減算前課税所得が生じることを企業が合理的な根拠をもって説明するときは、（分類3）に該当する企業として取り扱われます。

(5) (分類5) に該当する企業の取扱い

過去（3年）及び当期のすべての事業年度において、重要な税務上の欠損金が生じており、かつ、翌期においても重要な税務上の欠損金が生じることが見込まれている企業は（分類5）に該当します。

通常、将来の課税所得の発生を合理的に見積ることができないと判断されるため、原則として繰延税金資産の回収可能性はないものとして取り扱います。

▶ 企業会計ナビURL

www.shinnihon.or.jp/corporate-accounting



『国際会計の実務 International GAAP 2022』刊行記念 IAS第7号「キャッシュ・フロー計算書」に 関する主なアップデート



IFRSデスク 公認会計士 上浦宏喜

▶ Hiro Yoshi Kamiura

当法人入所後、主として半導体製品、硝子製品等の製造業、小売業、ITサービス業等の監査業務に従事。2019年よりIFRSデスクに所属し、IFRS導入支援業務、研修業務、執筆活動等に従事している。

「国際会計の実務 International GAAP」シリーズが3年ぶりにリニューアルされ、『国際会計の実務 International GAAP 2022（上巻・中巻・下巻）』と『国際金融・保険会計の実務 International GAAP 2022』が刊行されました。そこで、全3回にわたって、2019年版からアップデートされている論点の一部を紹介します。

第1回となる本稿では、キャッシュ・フローの開示について取り上げています。

I はじめに

本稿では、次の項目に関するキャッシュ・フロー計算書上の取扱いについて解説しています。

- ▶ 新たに公表されたIFRICアジェンダ決定（「サプライチェーン・ファイナンス契約—リバース・ファクタリング」及び「財務活動から生じた負債の変動の開示」）
- ▶ キャッシュ・フローに関して明確なガイダンスが設けられていない「セール・アンド・リースバック取引」
- ▶ 実務上の論点である「企業結合時に被取得企業の債務を取得者が決済する際のキャッシュ・フローの開示」

なお、文中の意見にわたる部分は筆者の私見であることをお断りします。

II IFRICアジェンダ決定 「サプライチェーン・ファイナンス契約— リバース・ファクタリング」

1. アジェンダ決定の主な検討事項

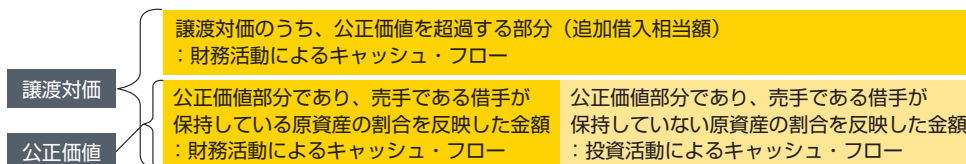
- ① ファクタリング契約に係る負債のキャッシュ・フロー計算書上の分類（通常は、営業活動によるキャッシュ・フロー／財務活動によるキャッシュ・フロー）に際して、貸借対照表上の表示（買掛金／その他の金融負債）を考慮すべきか。
- ② 金融機関が仕入先に直接送金する場合の買掛債権の減少は、非資金取引とすべきか。

2. アジェンダ決定の結論

一つ目に関して、ファクタリング契約に係る負債の取扱いについてキャッシュ・フロー計算書と貸借対照表の整合性は考慮すべきであり、従って、貸借対照表上、負債が企業の主たる収益獲得活動に使用される運転資本の一部である買掛金及びその他未払金であると考えられる場合、関連する支払いは営業活動によるキャッシュ・フローに分類されます。一方で、貸借対照表上、負債が借入金であり買掛金及びその他未払金ではない場合、その負債を決済するための支払いは財務活動によるキャッシュ・フローに分類されます。

二つ目に関して、基準上、現金の使用を必要としない取引はキャッシュ・フロー計算書から除外し、当該取引について投資活動及び財務活動に関する全ての関連性のある情報が提供されるような方法で、財務諸表

▶ 図1 譲渡対価の内訳に応じたキャッシュ・フロー計算書上の取扱い



他の箇所において開示することが求められています (IAS第7号第43項)。従って、企業はファクタリング契約に際し、企業にキャッシュ・インフロー及びキャッシュ・アウトフローが生じるか否かに応じて、当該規定の適用を判断する必要があります。

III セール・アンド・リースバック取引

セール・アンド・リースバック（以下、S&LB）取引をキャッシュ・フロー計算書でどのように取り扱うかについては、IAS第7号及びIFRS第16号に明確な規定がないため、S&LB取引の性質を踏まえて、検討する必要があります。

1. S&LB取引が、資産の売却取引に該当する場合

<図1>の通り、譲渡対価は公正価値部分とその超過分に区別された上で、公正価値部分については、さらに取引後に借手が保持しているか否かによって区別され、異なるキャッシュ・フロー計算書上の取扱いがなされます。

2. S&LB取引が、資産の売却取引に該当しない場合 (IFRS第15号の規定を満たさない場合)

このような取引の実質は、借手が資産を担保として差し入れて資金を調達したものであるため、受け取った現金はキャッシュ・フロー計算書上、財務活動によるキャッシュ・インフローとして分類されます。

IV IFRICアジェンダ決定 「財務活動から生じた負債の変動の開示」

2019年9月のアジェンダ決定で解釈指針委員会は、IAS第7号第44A項で要求されている財務活動から生じた負債の変動に関する開示要求を満たす一つの方法について、次の基準に従って企業が判断を適用する必要がある旨の見解を示しています（<表1>参照）。

V 企業結合時に被取得企業の債務を取得者が決済する際のキャッシュ・フローの開示

新たに子会社となる企業が負う債務を取得企業が決済する際のキャッシュ・フローについては、「他の企

▶ 表1 関連する主な基準

基準番号	内容
IAS7.44B	企業は財務活動から生じた負債の下記の変動を開示する。 a. 財務キャッシュ・フローによる変動 b. 子会社又は他の事業に対する支配の獲得又は喪失により生じた変動 c. 外国為替レートの変動の影響 d. 公正価値の変動 e. その他の変動
IAS7.44D	財務活動から生じた負債の変動について財政状態計算書上の期首残高と期末残高との間の調整表を示す。当該調整表に含まれている項目と財政状態計算書及びキャッシュ・フロー計算書（又は関連する注記）で報告されている金額とを投資者が関連付けることを可能にするための十分な情報を提供する。
IAS7.44C	金融資産に係るキャッシュ・フローが財務活動によるキャッシュ・フローに含まれる場合であっても（財務活動から生じた負債をヘッジする資産等）、この開示規定の対象となる。
IAS7.44E	財務活動から生じた負債の変動を他の資産及び負債の変動と区別して開示する。
IAS7.44B IAS1.30A IAS7.BC10	IAS7.BC10の投資者情報ニーズを考慮するにあたり、企業は個々に重要性のある項目を調整表において区別して開示する。
IAS7.44B IAS1.112(c)	企業は、財務諸表の利用者が財務活動から生じた負債の変動を評価することができるよう、追加的な説明が必要であるかどうかも考慮すべきである。開示は、以下の事項を確保するために構成され、適切に分解されなければならない。 (i) 資金調達の源泉に関する情報を提供する。 (ii) 投資者が企業のキャッシュ・フローについての理解を検証することを可能にする。 (iii) 投資者が各項目を財政状態計算書及びキャッシュ・フロー計算書又は関連する注記と関連付けることを可能にする。

業の負債性金融商品を取得するための支出は、通常は投資活動に含まれる」とするIAS第7号第16項の規定を適用します。

従って、子会社が売主に対して負う債務を取得企業が引き継ぐための売主に対する支払いは、取得対価の一部なのか債務の引受けとみなされるかどうかに関係なく、投資活動によるキャッシュ・フロー区分に分類されます。

また、子会社の外部借入金を取得企業が決済するための売主への取得前の支払いについても、同様の理由から投資活動によるキャッシュ・フローに分類されます。この表示方法は、新たに子会社となった企業の外部借入金親会社から提供される資金を用いて返済される場合に、IAS第7号第17項に基づいて、当該返済額が財務活動によるキャッシュ・フローに区分されることは対照的な取扱いとなっています。

お問い合わせ先

EY新日本有限責任監査法人
品質管理本部 IFRSデスク
Email : ifrs@jp.ey.com

製薬業におけるTCFD対応とサステナビリティに関する視点



ライフサイエンスセクター 公認会計士 鶴田雄介

▶ Yusuke Tsuruta

一般事業会社勤務を経て当法人に入所。入所以来十数年にわたり国内外のライフサイエンス系企業へのサービスを中心に担当。2013年から15年までEYニューヨーク事務所へ外向。現在は会計監査業務に加え、サステナビリティ開示関連業務や次代のデジタル監査・保証ビジネスモデルの構築を目指す当法人アシュアランスイノベーション本部の業務を担当している。

I はじめに

2021年6月のコーポレートガバナンス・コードの改訂により、上場企業は経営戦略の開示に当たって、自社のサステナビリティについての取り組みを適切に開示すべきとされています。また、プライム市場上場企業は、気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）またはそれと同等の枠組みに基づく気候変動に関する開示の質と量の充実を進めるべきとされており、本稿の執筆時点において、製薬業を含む多くの日本企業が対応に努めています。

II 製薬業における環境影響とTCFD対応

1. TCFD提言の概要

TCFDの提言の要素は、ガバナンス、戦略、リスク管理、指標と目標の4点であり、11の項目の情報開示が推奨されています^{*1}。中でも、戦略（特にシナリオ分析）については業種ごとの特徴が出やすい領域であり、TCFD対応の中核をなすものです。なぜなら、長期的で不確実な経営課題である気候変動によるリスク及び機会に対して、企業の経営戦略がどのように適応し得るかについて情報開示することは、投資家が企業の気候変動に対するレジリエンスを評価する上での重要なステップであると考えられるからです。

2. 製薬業における気候関連のリスク及び機会の特徴

戦略の開示を検討するに当たっては、気候関連のリスク及び機会の識別が前提となりますが、TCFD提言では、気候関連リスクを二つの主なカテゴリー、すなわち低炭素経済への移行に関連したリスク（移行リスク）及び気候変動の物理的影響に関連したリスク（物理的リスク）に分類しています。そこで、以下ではTCFD提言の整理に沿って、①移行リスク（＜表1＞参照）、②物理的リスク（＜表2＞参照）、③機会（＜表3＞参照）の順に製薬業における気候関連のリスク及び機会の特徴を要約します。

III 社会的価値の側面から製薬企業がサステナビリティに関連して重視すべきと考えられる視点

全体として、環境負荷の側面に対して製薬業が与える影響は、エネルギー、運輸、素材・建設、農業・食料・林業などの業種と比較してそれほど大きくないと言えるでしょう。一方で、製薬業の特性上、これらの環境的負荷の視点に加え、「責任あるイノベーション」「アクセスとアフォーダビリティ」「信頼性と品質」などの社会的価値の視点の重要性も高いと言えます。したがって、製薬業がサステナビリティに関する取り組みや開示拡充の検討を行うに当たっては、これらの視点も考慮することが重要です（＜表4＞参照）。

*1 TCFD提言に関するさらなる詳細は、本誌Vol.171（2021年12月号）「求められるTCFDへの対応」を参照。

▶表1 ①移行リスク※2

切り口	製薬業における移行リスク	製薬業特有の事情との関連の高さ
政策及び法規制のリスク	▶炭素税の導入／引き上げによる、製造関連エネルギーコストの増加や調達の価格増加 ▶脱炭素関連の政策・法規制強化に対応するための設備導入やリプレイスなどによる設備投資コストの増加	○
技術のリスク	▶クリーンエネルギー技術の普及に伴う新しい技術（自社発電、蓄電池など）の導入に係る設備投資コストの増加	○
市場のリスク	▶調達の市場価格上昇に伴う製品の値上げによる需要減少 ▶消費者行動の変化	○
評判上のリスク	▶気候変動対策への遅れによる外部評価の低下とそれに伴う株価の低下	○

CO₂については製薬業の事業から直接排出される排出量（Scope 1、Scope 2）は少なく、サプライチェーンから排出される排出量（Scope 3）が多く、移行リスクは比較的小さいという特徴があります。

▶表2 ②物理的リスク※2

切り口	製薬業における物理的リスク	製薬業特有の事情との関連の高さ
急性リスク	▶異常気象・気象災害（大雨・洪水・台風など）の発生頻度の増加と規模拡大に伴うサプライチェーン（原料調達・製品出荷など）の寸断 ▶異常気象・気象災害による施設の損傷頻度や修復費用の増加及び工場など製造施設の損傷による事業活動の中断	○
慢性リスク	▶海面上昇の影響により、工場などの拠点を移転させる必要が発生するリスクの増加	○
	▶熱波・寒波による労働環境悪化、気候変動に起因して発症が増加する病気による従業員の生産性低下、欠勤率増加	○
	▶外気温の上昇による薬の温度管理（製造・保管・物流）にかかる費用の増加	◎
	▶外気温の上昇による製品品質の低下	◎
	▶水不足や水質悪化による特定地域での操業困難	◎

安定供給が社会的使命の一つである製薬業にとって、気象災害の激化に伴うサプライチェーンの寸断や、医薬品供給能力の低下などの物理的リスクは大きな事業リスクであり、社会にとってのリスクでもあります。

▶表3 ③機会※2

切り口	製薬業における機会	製薬業特有の事情との関連の高さ
資源の効率	▶省エネ、水利用量の削減、廃棄物処理などの資源効率向上による製造コスト削減	○
エネルギー源	▶分散型クリーンエネルギー技術の向上による、エネルギーコスト及びエネルギー供給の安定化	○
製品及びサービス	▶気候変動に起因する疾患に対する薬の需要拡大	◎
市場	▶気温上昇及び異常気象に伴う感染症の増加や感染症媒介動物の分布変化に起因する感染症治療薬のニーズ増大	◎
回復力（レジリエンス）	▶計画的な対策の実施により物理的な被害を最小限に抑制 ▶気候リスク評価、リスク分散対策により、事業を安定化	○

▶表4 社会的価値の側面から製薬企業がサステナビリティに関連して重視すべきと考えられる視点

重視すべき視点	社会的価値	企業にとっての価値
責任あるイノベーション	研究開発により、継続的なアンメットニーズの疾患に対応	獲得の可能性がある市場規模を拡大し、市場シェアを増やす
アクセスとアフォーダビリティ	生命を救う医薬品が幅広く入手可能かつ合理的な値段になるように徹底することで公衆衛生を向上	消費者の同意と製品の普及を促進
信頼性と品質	医薬品の安全性と有効性の確保	リスクを緩和し訴訟費用を削減

出典：バイオ医薬品企業がサステナビリティを重視して長期的成長を遂げる方法

www.ey.com/ja_jp/life-sciences/how-biopharmas-can-create-long-term-growth-focusing-on-sustainability

IV おわりに

サステナビリティ開示の領域においては、「国際サステナビリティ基準審議会」の創設が行われるなど、特に欧州を先頭に非常に速いスピード感で議論が進展しています。日本においても「サステナビリティ基準委員会」の設立が決議されるとともに、有価証券報告書におけるサステナビリティ情報のさらなる開示要求（義務）などについても活発に議論が行われています。日本の製薬企業は、TCFD対応や統合報告書開示にお

いて、先進的な取り組みを行っている企業も多く、製薬業界ばかりでなく、他の業界からもその動向が注目されていると言えるでしょう。

お問い合わせ先

EY新日本有限責任監査法人
ライフサイエンスセクター
E-mail : yusuke.tsuruta@jp.ey.com

※2 <表1>から<表3>は、本稿執筆時点における国内大手製薬会社各社の統合報告書・ウェブサイトなどの開示情報を元にEYが整理して作成。

中国におけるカーボンニュートラルの動向

上海駐在員 公認会計士 佐藤勝俊



▶ Katsutoshi Sato

2007年12月に当法人に入所。製造業、小売業、卸売業および建設業など幅広い業種の上場・非上場企業の会計監査業務に従事。また、株式上場支援、J-sox支援およびIFRS導入支援などの業務にも携わる。19年7月よりEY上海事務所にて駐在員として赴任し、華中地区の日系企業に対する監査、税務、コンサルティングサービスの提供を支援。

I はじめに

2021年11月に英国グラスゴーで国連気候変動枠組条約第26回締約国会議（COP26）が開催され、合意文書において2100年の世界平均気温の上昇を産業革命前に比べて1.5度以内に抑える努力を追求することが盛り込まれました。

また、同合意において、石炭火力発電の段階的削減、各国の2030年までの排出目標の再検討・強化およびパリ協定6条（市場メカニズム）に関する基本的な基準について合意に達するなど、気候変動に対する取り組みの機運は世界的によりいっそう高まっています。

世界最大のCO₂排出国である中国についても、米国と共にグラスゴー共同宣言を発表し、作業部会を設置してパリ協定の枠組みで気候変動対策を強化することで合意するなど、低炭素に向けた取り組みを加速しており、今後より多くの現地企業の経営に影響が及ぶことが予想されます。

そこで、本稿では、中国におけるカーボンニュートラルの動向について紹介します。

なお、文中の意見にわたる部分は筆者の私見であることをあらかじめ申し上げます。

II 中国におけるカーボンニュートラルの取り組み

1. 3060目標

2020年9月に、中国政府は2030年までに炭素排出量をピークアウトし、2060年までに実質排出量をゼロにするカーボンニュートラル実現に向けて努力するという目標（「3060目標」）を公表し、その後、関連するガイドライン・通達を相次いで発表しています。この目標は次の観点で達成が容易ではないですが、最大排出国としての責務を果たすという姿勢がうかがえます。

口にするカーボンニュートラル実現に向けて努力するという目標（「3060目標」）を公表し、その後、関連するガイドライン・通達を相次いで発表しています。この目標は次の観点で達成が容易ではないですが、最大排出国としての責務を果たすという姿勢がうかがえます。

(1) 膨大な量の削減

Global Carbon Projectの公表データによると、2020年における中国の炭素排出量は約106億トンに達し、世界全体の約31%を占めています。2060年までのカーボンニュートラル達成のためには、膨大な量の削減が必要です。

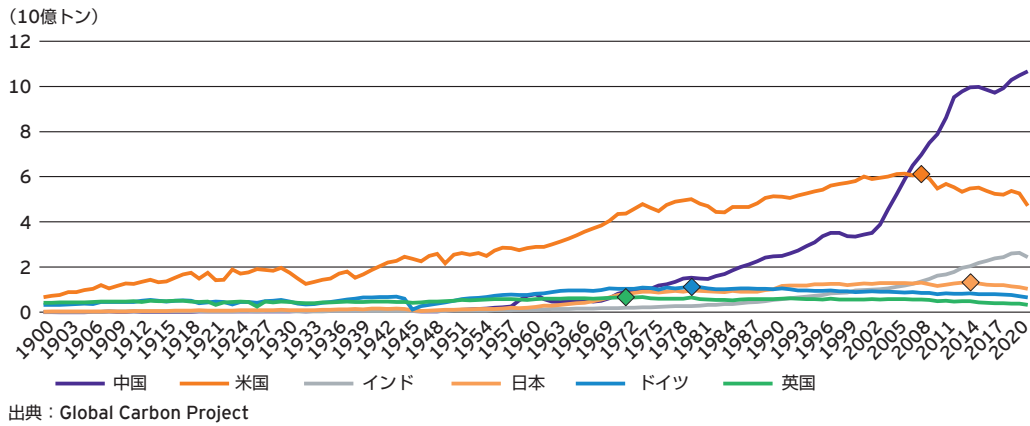
(2) 厳しいタイムライン

<図1>の通り、英国とドイツは1970年代、米国は2007年、日本は2013年をピークにCO₂排出量が減少に転じています。日本や欧米先進国の多くは、2050年におけるカーボンニュートラル達成を掲げており、ピークアウトしてからおおむね40年以上の時間がある一方で、中国は、ピークアウトしてから30年でカーボンニュートラルを達成するとしており、先進国と比べて非常に厳しいタイムラインであるといえます。

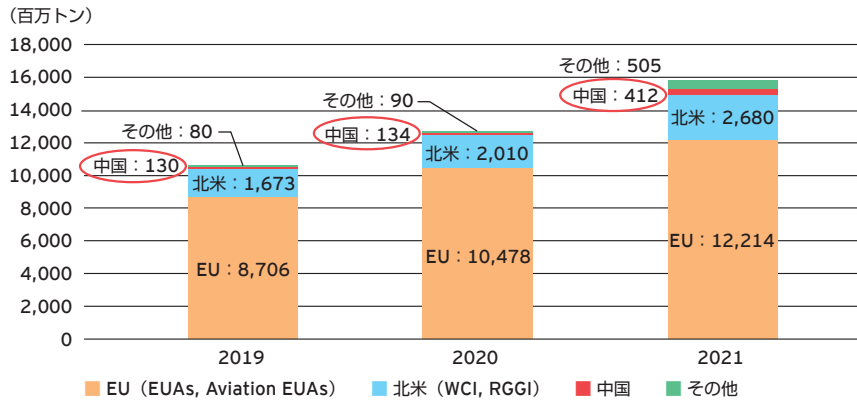
(3) 経済成長との両立

先進国とは異なり、中国では現在も急速に工業化および都市化が進んでいます。また、中国のエネルギー構造として石炭の割合が高く、中国国内の多くの地方経済は、雇用の促進と経済成長という点で石炭に大きく依存しています。カーボンニュートラルを実現する

▶ 図1 主要排出国のCO₂排出量推移



▶ 図2 世界の炭素市場取引量



出典：Refinitiv 公表データより作成

- * EUA：European Union Allowanceの略でEU ETSにおける排出枠を指す。
- * WCI：Western Climate Initiativeの略でアメリカおよびカナダの複数の州が参加している。
- * RGGI：Regional Greenhouse Gas Initiativeの略でアメリカ東部の複数の州が参加している。

ため、石炭などの化石燃料の消費量をコントロールし、徐々に減少させ、現在20%以下である非化石燃料比率を2060年には80%以上に高めるエネルギー構造の転換を掲げていますが、経済成長との両立が課題となります。

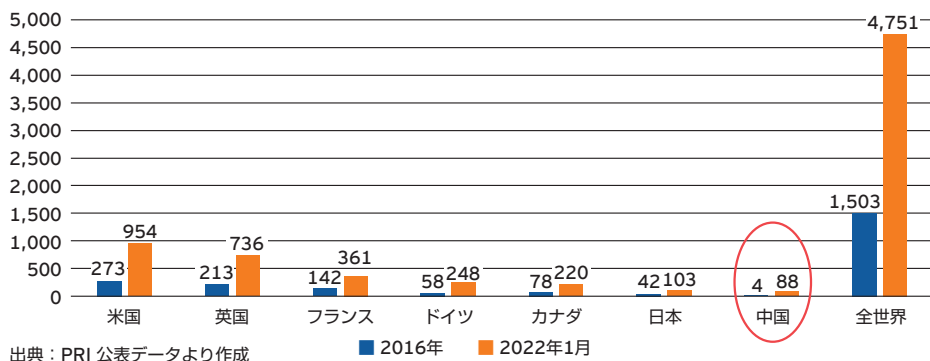
2. 炭素排出権取引制度

3060目標の達成に向けては、CCUS（Carbon Capture, Utilization, and Storage）などのテクノロジーの開発やコストコントロールと並んで、関連政策と市場メカニズムが重要であり、その中でも炭素排出権取引制度が注目されています。中国では、2013年以降、北京、上海、天津、重慶、湖北、広東、深セン、福建、四川の9地方をパイロット地域として炭素排出権取引が行われ、2021年7月からは全国炭素排出権取引市場（「ETS」）が正式に運用されています。全国

ETS取引参加企業について、中国の排出量の大部分を占める八つの重点排出業界のうち、現在は火力発電などの電力業界に限定されていますが、今後石油化学、化学、建材、鉄鋼、非鉄金属、製紙、航空関連事業者が順次参加することが見込まれています。全国ETSの第1弾の対象企業の排出量は、中国の排出量の約4割に相当するおよそ45億トンといわれており、EU-ETS（European Union's Emissions Trading System）の排出枠（約15億トン）を超えて世界最大規模と言えます。

しかし、<図2>の通り、2021年の欧州連合（EU）の取引量が122億トンであったのに対し、パイロット地域を含む中国の取引量は4億トンであり、実際の取引規模はまだ大きくありません。また、Refinitivの「CARBON MARKET YEAR IN REVIEW 2021」によれば、取引価格について、EU-ETSでは、2021年に

▶ 図3 PRI国別署名機関数



2倍以上高騰し、12月末の価格が約80ユーロ/トンだったのに対し、中国ETSの12月末の価格は約7.5ユーロ/トンであり、安価で取引されています。結果として、2021年の取引金額では、EUの6825億ユーロに対し、中国は12億ユーロで大きな開きがあるというのが現状です。

中国ETSは、スタートしたばかりで制約も多く、必ずしも市場メカニズムが十分に機能していない状況ですが、将来的に参加企業の増加や先物取引の導入などによる活性化が見込まれており、3060目標の達成に重要な機能を果たすことが期待されています。

III 中国における気候関連情報の開示

企業によるカーボンニュートラルに向けた取り組みが進む中で、ESG (Environment・Social・Governance) に配慮した企業に対して投資を行うESG投資が世界的に進んでいます。この点、中国では、国有上場企業にCSR (Corporate Social Responsibility) レポートの開示が義務付けられており、情報開示において、これまで特に社会的責任 (S) が重視されてきました。そのため、気候関連情報の開示は十分でない場合が多く、欧米や日本などの先進国の企業と比べてESG格付機関などによる評価が低い傾向にあります。

しかし、香港取引所に上場する関連業界の中国企業は、2025年までにTCFD (Task Force on Climate-related Financial Disclosures) の提言に基づく情報開示が必要となります。さらに、<図3>の通り、現在90近くの国内機関投資家がESG情報を考慮した投資行動を求める国連責任投資原則 (PRI) に署名する

など、中国においてもESG投資への流れが加速しています。

そのため、今後は中国企業についても、気候関連情報を含む非財務情報の開示がよりいっそう求められるようになると考えられます。

IV おわりに

中国の多くの日系企業においては、日本本社のグローバル方針に従い、カーボンニュートラルへ向けた取り組みや関連する開示に必要な情報収集が徐々に進みつつありますが、業種によって状況はさまざまです。例えば、自動車業界では、欧米系の完成車メーカーからの要求を受けて喫緊の対応が必要なケースが出てきています。

また、3060目標達成に向けて、今後さまざまな細則が公表されることを見込まれますが、中国においては、規定の公表から適用までの期間が短く、地域や業種によって要求事項が異なる事も予想されます。

そのため、当局から公表される関連情報に留意するとともに、あらかじめ自社の現状分析を行い、中長期的な観点で対応方針を策定しておくなどの準備を進めておくことが望ましいと考えられます。

お問い合わせ先

EY上海事務所
 ジャパン・ビジネス・サービス
 E-mail : katsutoshi.sato@cn.ey.com

出版物のご案内

詳細は www.ey.com (出版物) をご覧ください。
ご希望の方は書店にてお求めいただくか、出版社へ直接お問い合わせください。



詳細解説 研究機関の公的研究費 管理・監査ガイドラインQ&A

▶ B5判/254ページ 霞出版社 価格3,200円+税

これまで幾度となく、科学研究費補助金を中心とする公的研究費不正が新聞紙上を賑わせ、その都度公的研究費に関する指導等が行われてきましたが、数年もすると新たな不正が報告され、残念なことに不正と指導が繰り返される結果となっています。これを受けて、今回のガイドラインの改正は、研究者の倫理観と所属する研究機関の管理体制（ガバナンス）にフォーカスし、要求事項をより具体化しているところに特徴があります。本書は、研究機関において実際の管理担当実務者の判断の拠り所になることを目的に作成したものです。



Q&A公益法人会計の実務ガイダンス

▶ A5判/324ページ 中央経済社 価格3,600円+税

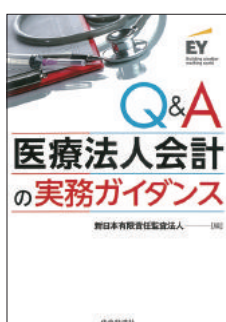
本書では、公益法人会計基準の具体的な会計処理から主要な業務プロセスに係る内部統制の留意点、税務、合併・清算まで分かりやすく解説しています。ガバナンスや決算に関する実務対応チェックリストも付いており、公益法人会計に関わる皆さまにぜひお手に取っていただきたい一冊となっています。



Q&A社会福祉法人会計の実務ガイダンス

▶ A5判/388ページ 中央経済社 価格4,200円+税

社会福祉法人は、社会福祉法人会計基準と関係通知に基づいて会計処理を行い、計算書類や附属明細書、財産目録を作成する必要がありますが、社会福祉法人の事業の特性から、この関係通知は非常に多く、内容も複雑です。本書では、この社会福祉法人の会計処理について仕訳により分かりやすく解説するとともに、内部統制上の留意点や税務、合併・組織再編、社会福祉協議会の会計についても言及しています。



Q&A医療法人会計の実務ガイダンス

▶ A5判/384ページ 中央経済社 価格4,000円+税

本書では、医療法の改正に関する会計諸制度上の対応を中心に、医療法人における内部管理の在り方や医療法人が多く有する介護施設の会計・内部管理について一歩踏み込んで手厚く解説しています。また、全編Q&A方式とするとともに、巻末には医療法改正に関する論点を網羅したチェックリストを掲載しています。初めて医療法人の会計に関わる方から、すでに実務を経験されている方まで幅広くご活用いただける一冊となっています。

CVO : Chief Value Officer – CFOの次のステージ

EYストラテジー・アンド・コンサルティング(株) Business Consulting -Finance 山岡正房



▶ Tadafusa Yamaoka

CFO部門向けのコンサルティングチームにおいて、クライアント企業のトランスフォーメーション戦略から実行まで包括的に推進するとともに、ファイナンス・DXおよびトレジャリー領域のオフリングチームリーダーを務める。EYストラテジー・アンド・コンサルティング(株) アソシエイト・パートナー

I はじめに

今から約20年前、日本にもCxOという言葉が定着してきた当時、「日本企業のCFOは本来の意味でのCFOではない」という話が、度々議論になりました。Accountant、Controller、Treasurerの3役を配下に置いて事業をグリップし、一定のコミットメントをもってビジネスをサポート・推進していく欧米型のCFOと比べ、日本企業のCFOは単なる経理・財務管理役員にすぎないという議論です。

今日に至るまで、日本企業でもさまざまな変革プロジェクトが実施され、CFOおよび配下のファイナンス部門の役割やケイパビリティも、本来のCFO機能に近づいてきていると考えます。

しかし一方で、グローバル先進企業のCFOの役割は、ここ20年間不変だったわけではありません。特に今後5~10年の間に、CFOの役割は次のステージに移る潮流にあるとEYは考えています。

そのような変化を目の当たりにしたとき、日本企業はまたしても後追いで、現状課題解決型の演繹的な変革^{えんえき}に追われるのかというのが、本稿における問いかけです。そうではなく、CFOの在るべき次の姿を具体的にイメージし、その実現に向けて施策を打っていく帰納的な変革が今こそ求められています。

II CFOの次のステージとは？

<図1>はCFOの役割の進化を表しています。古典的には決算やレギュレーション対応など、企業の財務

数値の管理人をつかさどる「経理担当役員」からスタートし、現在は短中期の業績管理をベースに企業の成長をナビゲートする「CFO」に役割を発展させました。

そして今後は、企業の長期的価値を創出する原動力としての「CVO : Chief Value Officer」にその役割を進化させる必要があると考えます。

ここでいう「Value」とは企業の長期的価値を表す「LTV : Long-term Value」を指します。<図2>のとおり、LTVには「財務的価値」、「消費者価値」、「人材価値」、「社会的価値」の四つのカテゴリーがあります。

従来のCFOはこのうち「財務的価値」にフォーカスし、中計・年次予算などを通じた目標設定から、実績収集、予実管理、予実差に対する分析とリカバリーアクションの検討と推進を行い、最終結果について財務諸表などを通じて外部開示する役割を担っていました。

この目標設定→モニタリング→開示というサイクルは今後も基本的には変わりませんが、その範囲は大きく広がります。サステナビリティやCSR、SDGsに代表されるように、ステークホルダーの多様化、あるいは各ステークホルダーが企業に求めるアウトカムの多様化に伴い、財務的価値以外の三つの価値の重要性がますます重要になってきます。

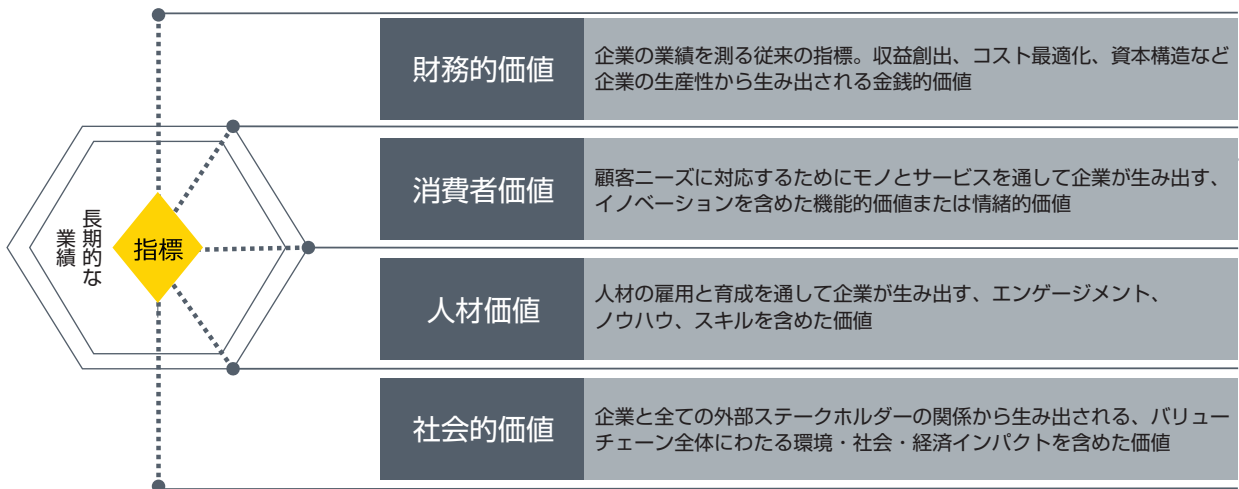
したがって今後は、財務的価値だけではなく、消費者価値、人材価値、社会的価値についても、価値創造の重要ドライバーを特定し、その巧拙を図るKPIを定義し、目標設定し、期中のモニタリングと改善アクションを経て、統合報告書などの手段を通じてステークホルダーに開示するまでのサイクルをリードすることが、これからのCFOには求められます。

ここまできると、もはやChief "Financial" Officer

▶ 図1 CFOの次のステージ



▶ 図2 LTVを構成する四つの価値カテゴリー



ではなく、Chief “Value” Officerと呼ぶのがふさわしいであろうと、EYではCFOの次のステージをCVOという名称で定義しています。

なお、四つのカテゴリーの具体的な価値や、その重要ドライバー、あるいはモニタリングすべき指標については、次号で詳述します。

Ⅲ CVO実現にむけたアジェンダ

次ページ<図3>はCVOに進化するための、よりプ

ラクティカルな五つのアジェンダを示しています。

一つ目に、ファイナンス機能そのものの姿としては、よりレジリエントかつクリーンな組織体となる必要があります。過去志向から将来志向への変革、専門的なジョブ型人材へのコマンド・アンド・コントロールによる組織から、多様な人材による自律的組織への脱皮、単なる標準化や自動化を超えて、そもそも標準化が難しい複雑な業務からいかに付加価値を提供するかへのフォーカス、などが挙げられます。

二つ目に、アカウントティング・アンド・コンプライアンスの領域では、標準化・自動化・シェアード化／

▶ 図3 CVO実現に向けたアジェンダ

	伝統的な経理部門	CFO組織	CVO組織
レジリエント、かつリニアなファイナンス機能	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 結果志向、過去志向（フィードバック） ▶ ジェネラリストによる属人的な業務 ▶ 数多く存在するマニュアル作業 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 近未来志向（フィードフォワード） ▶ 専門的なジョブ型人材を抱えた、コマンドとコントロールによる組織運営 ▶ 標準化と自動化の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 目的志向、未来志向（フューチャースタック） ▶ より高度かつ多様な人材による自律的組織 ▶ 複雑かつ標準化が困難な業務からの付加価値創出
信頼性の高いアカウントingt・アンド・コンプライアンス	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 財務数値の結果起点 ▶ 財務数値の正確性を重視 ▶ 手作業が多く高コスト体質 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 正確な財務報告に加え、結果に対する分析力も重視 ▶ 標準化・自動化、あるいはシェアード化・BPOによるコストダウンを志向 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ アナリティクス起点、かつ長期的価値を志向 ▶ 多様なステークホルダーに対し非財務指標を含む分析と洞察の提供や開示 ▶ 変革エネablerとしてDXやGBS*を活用
価値の業績管理	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 単年度の予算、業績管理が主体 ▶ バラバラのデータと手作業集計による、鮮度・精度の低い情報提供 ▶ 静的・スケジュールドリブン 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 分析・レポート作成作業の標準化・自動化 ▶ 構造化された情報を用いた将来予測、シナリオシミュレーション ▶ ビジネス現場への調整役、情報提供役 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 非財務・非構造データを含む分析と洞察、長期的価値の創出 ▶ 動的・イベントドリブン ▶ 合意形成とアクションの推進役
アジャイルなコーポレートファイナンス	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 出納オペレーションが主体 ▶ 高度なトレジャーリー知見を持つ人材の不足 ▶ 多くの手作業、即時の状況把握が困難 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 資金効率向上、財務リスク低減が主体 ▶ サイロ化された高度専門人材 ▶ 可視化・効率化のためのクラウドツール導入 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ イノベーションや事業ポートフォリオ最適化のための資金面からの推進 ▶ アジャイルなスワーム型組織 ▶ AIやブロックチェーンの活用
価値起点のEX (Enterprise Transformations)	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 製品起点、機能別の組織構成・各種プロジェクト ▶ 機能組織別のプロジェクトが個別に進行 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ PMOによるプロジェクトの統合的な推進 ▶ 機能部門から、クロスファンクショナルプロジェクトへの一時的な参画 ▶ 限定的なM&Aの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ アジャイルなEXチームの組成 ▶ 長期的価値創出、顧客生涯価値向上に向けたエコシステム構築とイノベーション創出 ▶ カーブアウトと統合の常態化

* GBS：Global Business Service
従来のコスト削減型のシェアードサービスにとどまらず、変革のエンジン、CoE（Center of Excellence）としてグローバルでの業務集約を図る取り組み

BPO化が進展することにより、より低コストでアカウントingtオペレーションが遂行されるとともに、信頼性の高い財務数値をもとにした分析業務により多くのエフォートが割かれる傾向にあります。今後はさらに、アカウントingtそのものが結果積み上げ型、仕訳ボトムアップ型のものから、アナリティクス起点のものへと変化し、これまでコスト削減の手段とされてきたシェアードサービスは、今後CoE（Center of Excellence）として変革の推進役に生まれ変わります。

三つ目に、業績管理の観点でも大きな変革が必要です。これまでの、PDCAサイクルのチェックを担う役割を高度化するために、過去情報・実績情報をリアルタイムに集計し、予実分析を行うことで、改善アクションを導き出していました。またその実現のために、分析に必要なデータの標準化や統合に力を注いでいました。

しかし、事業を取り巻く不確実性が高まる昨今では、社外データを含む非構造データをいかに経営判断に活かすかが、競争優位や差別化の源泉として重要であり、将来予測やシミュレーションを駆使した、OODA（Observe：観察、Orient：状況判断、Decide：意思決定、Act：行動）ループの推進役としての機能が重視されます。

四つ目の、コーポレートファイナンス、あるいはトレジャーリーの領域では、これまでは資金の効率化や、財務リスク・ガバナンスリスクの低減といった、守りの施策が中心でした。今後は、長期の資金計画・資本政策と戦略のアラインメントを取り、バリューチェーン上のどこに、どのような形でリスクマネーを張るべきかの判断をナビゲートすることで、長期的な成長実現に向けた攻めのリスクテイクに寄与する資金管理が求



められます。

最後に、五つ目は変革の進め方についてです。これまでの期間限定的なプロジェクト推進や単発のM&Aではなく、変革そのものを定常業務とするアジャイルなEX (Enterprise Transformation) チームが、エコシステム構築とイノベーション創出を主軸に置いた、継続的かつ包括的なトランスフォーメーションを推進していくことが求められます。

IV おわりに

何社かの日本企業のCFOの方と、CVOコンセプトについてディスカッションする中で、2点ほど示唆に富んだご質問を頂きました。

一つ目は、LTVの消費者価値、人材価値、社会的価値は、最終的に長期の財務的価値に帰着するものとして捉えるべきか、あるいは財務的価値とは独立して、言い換えれば財務的価値とのトレードオフが生じても伸ばすべきものなのか、という問いです。これは会社を取り巻くステークホルダーの状況によって変わります。株主や融資元が最重要なステークホルダーで、彼らが財務的価値を最優先する限りにおいては前者の説明が受け入れやすいでしょう。しかし、投資家の求めるアウトカムが財務的価値以外にも広がりを見せ、またクラウドファンディングなど資金調達手段も多様化する昨今、いずれ後者の位置付けが市民権を得ると考えます。

二つ目はCFOがCVOになった時に、他のCxOとの役割分担がどう変わるか、という問いです。企業のLTV創出の推進役をCVOが担った際、COOはより事業執行責任者としての性格を色濃くするでしょうし、CEOは各種外部団体を含むステークホルダーとのコミュニケーション、広告塔としての役割が増すかもしれません。

いずれにしても、CVOは新しいコンセプトです。今後、さまざまな企業の皆さまと議論を重ね、実行に移す中でブラッシュアップし、多くの企業に当たり前の変革として広まることを期待します。そして次の20年が、再び日本企業が世界をリードする20年となることを切に願います。

お問い合わせ先

EYストラテジー・アンド・コンサルティング(株)
E-mail : tadafusa.yamaoka@jp.ey.com



Trend watcher

プロフェッショナル・モデリングの世界

EYストラテジー・アンド・コンサルティング(株)

ストラテジー・アンド・トランザクション (Sat) バリュエーション、モデリング&エコノミクス (VME)

藤原 傑

何 敏

奥山浩平

三井淳史



▶ Suguru Fujiwara

2006年EYストラテジー・アンド・コンサルティング(株)入社後、株式(事業)価値評価及びモデリング業務に従事。現在年間数十件のモデリング業務を提供。東京大学法学部卒。同社 ディレクター。



▶ Min He

商社・事業会社等の事業計画策定支援目的、国内外のインフラ事業(空港・道路コンセッション、送電線、海底ケーブル)・発電事業(火力、リニューアブル・エナジー)・資源事業(LNG、鉱山、石油)等の経済性評価目的のモデル策定を支援。外部モデリング研修の講師を担当。EYストラテジー・アンド・コンサルティング(株)ディレクター。



▶ Kohei Okuyama

商社にてOil&Gasビジネスに従事。事業投資管理、新規案件取得における財務モデリング・評価業務に携わる。EYストラテジー・アンド・コンサルティング(株)入社後、財務モデリング・価値算定を軸に多様な業種のM&A関連業務に従事。同社 シニアマネージャー。



▶ Atsushi Mitsui

2016年にEYストラテジー・アンド・コンサルティング(株)入社。主に株式価値算定および財務モデリング業務に従事。買収・売却対象の株式価値算定をはじめ、インバウンド・アウトバウンドのモデリング業務も担当。香港科学技術大学物理学科、ロンドン大学ファイナンス修士卒業。同社 マネージャー。

I はじめに

EYには、シミュレーション・ツール作成業務を専門に行っているチームがあります。当該シミュレーション・ツールを「(財務)モデル」、作成する業務を「(財務)モデリング業務」と呼んでいます。モデルは、不確実性の高い投融資の局面において、そのリスクの多寡を事前にシミュレーションすることを可能とし、企業のさまざまな意思決定を支援します。

モデルは極めて美しく、機能的なものです。われわれは、ロジカルに言葉で説明できる事象は、全てモデルで表現できると考えています。本稿では、モデルの作成にかかわるスキルや、モデリング業務の魅力とその必要性を次の四つのテーマに沿って、お伝えします。

- ▶ モデルとアナリティクス
- ▶ プロジェクトファイナンス関連のモデリング
- ▶ 海外との協業によるモデリング
- ▶ 事業計画策定支援関連のモデリング

II モデルとアナリティクス

近年Power BI等各種データ分析ツールを使用したデータアナリティクスの台頭により、従来のモデルの一部役割が代替されつつあります。データアナリティクスは大容量データの処理を得意とし、ビジュアルライズすることにより、分析をサポートする領域において威力を発揮します。一方、データの整理に時間を要することや計算ロジックの変更が容易でないことから、エクセルを使用することで、迅速かつオーダーメイドの対応が可能なモデルに取って代わることはまだ想定しにくいのが現状です。

ビジネス分析をサポートするためには、それに特化したモデル構築スキルが必要になります。モデル利用者は、モデルという財務数値の集積体であるプラットフォームを入手することによって、分析に必要なデータをインプットし、また結論をアウトプットすることで、正確、かつ状況に応じた意思決定が可能となります。

プロフェッショナルによるモデルは、企業の脳内構想の具現化ツールであり、実績を分析する財務デューデリジェンスと計画を分析するビジネス・デューデリジェンスの繋ぎ役であり、また時に全サービス領域の分析結果を載せた成果物の集大成であるといえるでしょう（<図1>参照）。

▶ 図1 EYのVMEチームによるモデルの一例



Ⅲ プロジェクト・ファイナンス関連のモデリング

プロジェクト・ファイナンス関連のモデリングは代表的なモデリング業務の一つです。

プロジェクト・ファイナンスの返済原資は、ファイナンスの対象となるプロジェクトが創出するキャッシュ・フローです。したがって、レンダー（貸し手）は対象プロジェクトの収益性に関し、慎重に精査する必要があります。レンダーはスポンサー（出資者）に対し、当該プロジェクトに関する精緻な財務モデルの提供を求めます。

プロジェクト・ファイナンスの条件は極めて複雑です。さらに、モデル構築時点において、プロジェクト・ファイナンスの条件がすべて確定しているケースは稀であり、レンダーはモデルを使用しながら、条件を検討・確定していきます。そのため、決定までのプロセスには、高度なプロジェクト・ファイナンスに関する経験・知識を基に、レンダー・スポンサーの定性的な懸念事項をモデルに落としこみ、さまざまな観点から積極的に問題提起することが求められます。単にエクセルの高いスキルを保有するだけでなく、良いモデラー（モデルを構築する人）は、ファイナンスやセクターのナレッジを持つことが求められます。

Ⅳ 海外との協業によるモデリング

取引目的で使用されるモデルにおいては、各種デューデリジェンス結果がモデルに集約されることにより、モデルが取引検討のハブになることが期待されます。特に、近年増加しているアウトバウンド案件

においては、各国の会計・税務制度に精通した現地デューデリジェンスチームとクロスボーダーでアドバイザリーチームが組成され、それらの検討結果を適切にモデルへ反映する必要があります。

モデルは一種の共通言語となり得るため、言語の壁・検討事項の複雑化が懸念される複数国のステークホルダーが関わるアウトバウンド案件において、プロフェッショナルにより構築された財務モデルは、取引検討を円滑にするカタリスト（触媒）として取引検討に必要不可欠なものとなります。

Ⅴ 事業計画策定支援関連のモデリング

プロジェクト・ファイナンスや取引目的に限らず、企業における中期経営計画策定や投資先管理モデルなど、内部利用目的にもプロフェッショナルによるモデリングは力を発揮します。

例えば、近年では事業会社またはCVC（コーポレートベンチャーキャピタル）によるスタートアップへの投資が活発化しており、中期計画における投資枠の設定、投資効果による利益見通しへの寄与把握を目的とした財務モデル作成の必要があります。スタートアップ投資においては、当初アーリーステージ投資でスモールにスタートし、成長状況に応じ、M&Aによる持分買い増し・IPO・売却する等Exit手法もさまざまです。このようなケースにおいて、綿密な財務モデルを作成することにより、段階的な取得による会計上の投資区分変更、のれんの償却、撤退等による損益項目への影響等を適切に反映した中期計画を策定することが可能となり、IR等でのアカウントビリティ向上が期待されます。

Ⅵ おわりに

われわれVMEチームが見ているプロフェッショナル・モデリングの世界を紹介しました。ビジネスの重要な決断を左右するために作られたモデルにおいては、誰でも容易に使用可能、理解可能ということが重要です。モデルは必ずしも複雑な数式で構成される必要はなく、計算の前提、各種数値の導出プロセスが一目で分かりやすいことが求められます。したがって、プロフェッショナルのモデラーには、複雑なロジックの構築と分かりやすい構成という相矛盾する要求を同時に満たすスキルが求められるのです。

お問い合わせ先

EYストラテジー・アンド・コンサルティング(株)
BMC (Brand,Marketing and Communications)
E-mail : marketing@jp.ey.com

グループ通算制度における投資簿価修正の見直し



EY税理士法人 發知謙次

▶ Kenji Hotchi

2018年よりEY税理士法人ビジネススタックスサービス部にて連結納税制度・グループ通算制度の導入支援やコンサルティング業務、連結納税グループを含む法人税申告業務や国内税務アドバイザー業務に従事している。

I はじめに

投資簿価修正は、連結納税制度において子法人が稼得した利益に対する子法人株式の譲渡を通じた二重課税や損失の二重控除の排除を目的として設けられた制度です。令和4年4月1日以後の事業年度から連結納税制度はグループ通算制度に改組され、グループ通算制度では事務負担の軽減及び二重課税や二重控除の排除を強化するために、投資簿価修正の計算方法が大きく変更されました。しかし、グループ通算制度における投資簿価修正の計算方法では、通算子法人株式の取得価額に含まれる買収プレミアム相当額の損金算入機会がなくなるなどの問題点が指摘されていたことから、令和4年度税制改正では、その問題点に対応するための措置が設けられます。

II グループ通算制度の投資簿価修正と問題点

グループ通算制度の投資簿価修正は、<図1>のように、離脱する子法人株式の離脱直前の帳簿価額に簿価純資産不足額を加算し、又は簿価純資産超過額を減算することによって行うこととされています（法人税法施行令119の3⑤、9①六）。

すなわち、離脱子法人株式の帳簿価額を離脱子法人の離

脱直前の簿価純資産価額と一致させることとなります。

そのため、企業買収により取得した通算子法人株式をグループ外に譲渡する場合、通算子法人株式の譲渡原価が簿価純資産相当額に修正され、その通算子法人株式の簿価純資産相当額を超える金額で取得していた場合に、その超える部分の金額（いわゆる買収プレミアム相当額）が通算子法人株式の譲渡原価として損金算入できないことから、単体納税・連結納税に比べて不利益が生じ、グループ通算制度の適用がM&Aを阻害する要因となることが懸念されていました。

III 令和4年度税制改正の内容と実務的な影響

令和4年度税制改正では、一定の要件を満たす場合に、離脱する通算子法人株式の帳簿価額について、その通算子法人の離脱時の簿価純資産価額にその子法人株式に係る「資産調整勘定等対応金額」を加算することができる特例措置が設けられます（<図2>参照）。この特例措置の適用を受ける場合、買収プレミアム相当額が通算子法人の譲渡原価として損金算入されることとなります（<図3>参照）。

この「資産調整勘定等対応金額」とは、通算子法人の開始・加入前に通算グループ内の法人が時価取得したその通算子法人株式の取得価額のうち、その取得価

▶ 図1 令和2年度税制改正における投資簿価修正

$$\begin{array}{l} \text{離脱する通算子法人の株式の} \\ \text{離脱直前の帳簿価額} \end{array} = \begin{array}{l} \text{離脱直前の帳簿価額} \\ + \text{簿価純資産不足額} \\ \text{又は} \\ - \text{簿価純資産超過額} \end{array}$$

その通算子法人の離脱直前の簿価純資産価額

▶ 図2 令和4年度税制改正における投資簿価修正

$$\text{離脱する通算子法人の株式の} \\ \text{離脱直前の帳簿価額} = \text{その通算子法人の離脱} \\ \text{直前の簿価純資産価額} + \text{資産調整勘定等対応金額} \\ \text{(買収プレミアム)}$$

▶ 図3 買収時にプレミアムを付して取得した子法人株式をグループ外に譲渡する場合



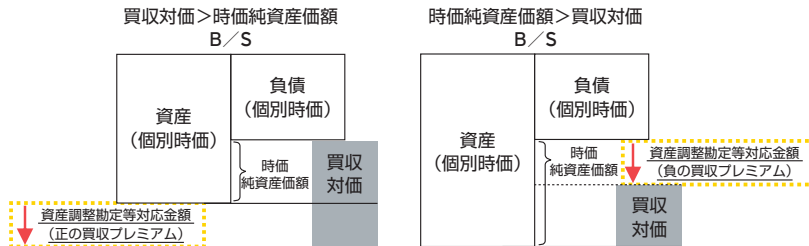
S1の離脱直前の貸借対照表

B/S		
資産 730 (税務簿価)	負債 500 (税務簿価)	譲渡原価
		買収プレミアム 300
		純資産 230 (税務簿価)

S1の投資簿価修正の比較

	改正前	改正後
譲渡価額	530	530
取得価額	500	500
簿価修正	△270	30
譲渡原価	230	530
譲渡損益	300	0

▶ 図4 資産調整勘定等対応金額のイメージ



出典：EY税理士法人 JAPAN tax newsletter 2021年12月27日

額を合併対価としてその取得時にその通算子法人を被合併法人とする非適格合併を行うものとした場合に資産調整勘定又は負債調整勘定として計算される金額に相当する金額をいいます（＜図4＞参照）。

「資産調整勘定等対応金額」の具体的な計算方法は今後公表される政令を確認する必要がありますが、次のような取扱いとなります。

- ▶ 「資産調整勘定等対応金額」は、通算子法人株式の取得時の金額として計算されますが、償却は行われず、譲渡時に譲渡原価に含まれて損金の額に算入されます。
- ▶ 通算子法人株式の時価取得が段階的に行われる場合又は通算グループ内の複数の法人により行われる場合には、各通算子法人の各取得時における調整勘定として計算される金額に対応する金額に取得株式数割合を乗じて計算した金額の合計額とされます。
- ▶ 対象となる通算子法人からは、主要な事業が引き続き行われることが見込まれていないことにより通算制度からの離脱等に伴う資産の時価評価制度の適用を受ける法人が除かれます。
- ▶ その通算子法人を被合併法人等とする非適格合併等が行われた場合には零とされます。
- ▶ 本特例措置は、離脱する通算子法人株式ごとに適用の有無を判断することができます。
- ▶ 本特例措置は、通算子法人株式に係る「資産調整勘定等対応金額」について、離脱時の属する事業年度

の確定申告書等にその計算に関する明細書を添付し、かつ、その計算の基礎となる事項を記載した書類を保存していることが適用要件となります。

IV 実務的な影響

連結納税制度からグループ通算制度に移行したグループの連結開始・加入子法人についても本特例措置の対象とされますが、段階的に取得している場合や取得から相当期間経過している場合には、取得時の関連資料の有無により資産調整勘定等対応金額の計算自体が困難な場合が想定されます。また、今後はこの特例措置の適用を見据えて、企業買収時には段階取得ごとに必要な書類を用意しておき、帳簿書類の保存期間を超えて保存しておく必要が生じます。

お問い合わせ先

EY税理士法人
Business Tax Advisory
E-mail : kenji.hotchi@jp.ey.com

法人概要

2021年12月31日 現在

▶ 名称 | EY新日本有限責任監査法人

▶ 設立 | 平成12年4月1日

▶ 資本金 | 1,088百万円

▶ 主たる事務所所在地 | 〒100-0006
東京都千代田区有楽町一丁目1番2号 東京ミッドタウン日比谷 日比谷三井タワー
Tel : 03 3503 1100 (代表)

	社員	職員	合計	
▶ 人員構成				
	公認会計士	538名	2,449名	2,987名
	公認会計士試験合格者等	—	1,036名	1,036名
	その他	10名	1,284名	1,294名
	合計	548名	4,769名	5,317名

※非常勤は除いています

▶ 監査業務提供会社数	金商法・会社法監査	898社	労働組合監査	7社
	金商法監査	55社	その他法定監査	703社
	会社法監査	1,286社	その他任意監査	738社
	学校法人監査	79社	合計	3,766社

▶ 事務所所在地 | 国内 16カ所
◎東京、札幌、仙台、福島、新潟、富山、金沢、松本、静岡、浜松、名古屋、大阪、広島、高松、福岡、那覇 (◎主たる事務所)
連絡事務所 1カ所 山形
海外駐在 35カ所
ロンドン、アムステルダム、ブリュッセル、デュッセルドルフ、フランクフルト、ミュンヘン、チューリッヒ、ワルシャワ、バルセロナ、イスタンブール、グルグラム、ニューヨーク、シアトル、シカゴ、ヒューストン、サンフランシスコ、ロサンゼルス、メキシコシティ、レオン、サンパウロ、上海、北京、大連、広州、深圳、香港、台北、ソウル、バンコク、ホーチミン、ハノイ、プノンペン、クアラルンプール、シンガポール、ジャカルタ

▶ 国際業務 | アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドの日本におけるメンバーファーム

▶ 関係会社 | 新日本パブリック・アフェアーズ(株)
EYソリューションズ(株)
EYフォレンジック・アンド・インテグリティ合同会社
EY Japan(株)

海外拠点情報—ジャパン・ビジネス・サービス (JBS) 概要

ジャパン・ビジネス・サービス (JBS) は、日本企業の海外事業展開をサポートするため、世界の70を超える主要都市に約400名の日本語対応可能なプロフェッショナル (うち、駐在員約100名) を配し、アシュアランス、コンサルティング、税務およびストラテジー・アンド・トランザクションの分野で幅広くサービスを提供するEYのグローバル・ネットワークです。

Global JBS Leadership Team

▶ Global JBS Leader



菊井 隆正

takamasa.kikui@au.ey.com

▶ JBS Area Leaders

Americas JBS Markets Trade-Flow Leader
(北・中・南米)



James A. Newlands

james.newlands@ey.com

Asia-Pacific JBS Leader
(アジア・パシフィック)



菊井 隆正

takamasa.kikui@au.ey.com

EMEIA JBS Leader
(欧州・中東・インド・アフリカ)



Markus T. Schweizer

markus.schweizer@ch.ey.com

▶ JBS Service Line Leaders

JBS Assurance Leader



伊藤 功樹

koki.ito@jp.ey.com

JBS Consulting Leader



Jeff Watts

jeff.watts@jp.ey.com

JBS Tax Leader



蝦名 和博

kazuhiro.ebina@jp.ey.com

JBS FSO Leader



林 慎一

shinichi.hayashi@jp.ey.com

JBS SaT Leader



Vince Smith

vince.smith@au.ey.com

【お問い合わせ先】

EY Japan

ジャパン・ビジネス・サービス (JBS)

jbs_mailbox@jp.ey.com

編集後記

今年も桜の季節がやってきました。監査に携わる会計士にとって桜は決算監査の到来を知らせる花。今年もやってきたかと、周りの華やいだ空気とは対照的に、少々ピリッとした緊張感を覚えます。

近年は気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）などで1.5℃シナリオ、2℃シナリオなどといわれますが、温暖化効果ガスによる気温上昇が注目されています。EYが開催するセミナーもSDGsや非財務情報開示など環境に着目したものも多く、今号の「情報センサー」でも「業種別シリーズ」として製薬業におけるTCFD対応とサステナビリティに関する視点の記事を掲載しています。まさに非財務情報元年という趣です。

温暖化が叫ばれて久しい状況なので、桜の開花日は昔に比べて早まったであろうと思い、気象庁のウェブサイト調べてみました。一番古い記録である1953年の東京の開花日は3月26日で、2021年は3月14日となっております。確かに早まっています。ここ10年は平均開花日の3月24日より早い開花日が増えており、やはり温暖化が進んでいるのかもしれませんが、この傾向が続くと、いつか3月決算前に満開の桜の下でお花見もできるのではと思いますが、温暖化の影響は地球環境や経済に大きな損失を与えることがTCFDのシナリオ分析でも明らかになっています。満開の桜でのお花見の楽しみは、引退後の夢として取っておきたいと思います。

「情報センサー」編集委員長 小宮正俊

企画編集

池田彩子 岩崎尚徳 宇田川 聡 大澤一真 大塚俊明 北出旭彦 小原香織 小宮正俊 島藤章太郎 高橋幸毅 田口寛之 田中裕樹 吉井由紀（あいうえお順）

お問い合わせ

「情報センサー」の掲載内容について、詳細な情報をご希望の場合は、執筆者またはその分野の専門家が対応させていただきます。下記までお問い合わせください。

BMC本部 E-mail : knj@jp.ey.com

「情報センサー」のバックナンバーはウェブサイトに掲載しております。

www.shinnihon.or.jp

〈今月の表紙〉 上田城（長野県）

(注)▶ 掲載内容のうち、意見にわたる部分は個人的見解です。なお、原則として2022年2月10日現在の情報で執筆しております。

▶ 掲載したサービス内容は、公認会計士法における「監査関与先に対する非監査サービスの同時提供の制限」により、EY新日本有限責任監査法人の監査関与先企業に対してサービスを提供できない場合があります。監査関与先企業の皆さまが、同サービスの提供をご希望の場合は、監査担当会計士にご相談ください。

情報センサー 2022年 4月号 Vol.175

発行日：2022年4月1日

発行所：EY新日本有限責任監査法人

〒100-0006

東京都千代田区有楽町一丁目1番2号

東京ミッドタウン日比谷 日比谷三井タワー

EYについて

EYは、アシュアランス、税務、ストラテジー、トランザクションおよびコンサルティングにおける世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacyをご確認ください。EYについて詳しくは、ey.comをご覧ください。

EY新日本有限責任監査法人について

EY新日本有限責任監査法人は、EYの日本におけるメンバーファームであり、監査および保証業務を中心に、アドバイザリーサービスなどを提供しています。詳しくはshinnihon.or.jpをご覧ください。

©2022 Ernst & Young ShinNihon LLC.
All Rights Reserved.

ED None

本書は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務およびその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY新日本有限責任監査法人および他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

ey.com/ja_jp